

# 香川の少年非行

令和7年中



# も く じ

## 第1章 少年の非行等

第1 概要	1
第2 刑法犯少年	
1 年次別推移	3
(1) 少年・20歳以上別推移	3
(2) 少年・20歳以上別人口比の年次別推移	3
(3) 刑法犯少年の占める比率	4
2 全国・四国からみた検挙指数	4
3 罪種別状況	5
(1) 包括罪種別、年次別推移	5
(2) 包括罪種別、少年・20歳以上別状況	5
(3) 包括罪種別、学職別状況	6
(4) 窃盗犯手口別、学職別状況	7
4 学職別状況	8
(1) 年次別推移	8
(2) 学職別状況	8
5 年齢別状況	8
(1) 年次別推移	8
(2) 包括罪種別状況	9
6 刑法犯少年検挙数の警察署別比率状況	9
7 再犯者等	10
(1) 再犯者の推移	10
(2) 再犯者の割合	10
(3) 共犯率	10
第3 触法少年（刑法）	
1 年次別推移	11
2 包括罪種別、学職別、年齢別状況	11
3 窃盗手口別、学職別、年齢別状況	12
第4 初発型非行（触法を含む）	
1 年次別推移	13
2 万引き少年の年次別推移	13
第5 女子非行（刑法犯少年（触法を含む））	
1 年次別推移	14
2 包括罪種別推移	14
3 学職別推移	15
第6 校内暴力事件	
1 年次別推移	15
2 学職別検挙・補導状況	15
第7 特別法犯少年（触法を含む）	
1 罪種別、年次別推移	16
2 罪種別、学職別状況	16

<b>第8 不良行為少年</b>	
1 学職別、年次別推移	17
2 行為別、学職別状況	18
3 行為別、補導場所別状況	19
4 警察署管内別状況	19
<b>第9 主な検挙事例</b>	20

## 第2章 少年の保護

<b>第1 少年の福祉を害する犯罪</b>	
1 罪種別、検挙人員・被害児童の推移	21
2 被害児童の学職別状況	21
3 SNSに起因する事犯の検挙・保護状況	22
<b>第2 児童虐待</b>	
1 児童虐待の通告状況	23
2 児童虐待の検挙状況	23
(1) 年次別推移	23
(2) 罪種別検挙状況及び被害者と加害者との関係	23
<b>第3 少年相談</b>	
1 少年相談受理状況	24
(1) 年次別、相談者別状況	24
(2) 相談内容別状況	24
2 少年相談専用電話受理状況	25
(1) 年次別推移	25
(2) 相談内容別状況	25
3 親子カウンセリング	26
(1) 受検者数年次別推移	26
(2) 受検者（対象少年）の問題行動別	26

## 第3章 少年非行防止対策等

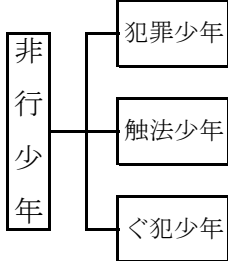
<b>第1 少年の健全育成、非行・犯罪被害防止活動</b>	27
<b>第2 少年サポートセンターを中心とした活動</b>	28
<b>第3 スクールサポーターによる非行防止教室</b>	29
<b>第4 かがわマナーアップリーダーズの活動</b>	29

## 巻末 香川県の少年非行等の情勢

## 【この資料に使用した用語の説明】

少年

20歳未満の者をいう。（少年法第2条第1項）



犯罪行為をした14歳以上の少年をいう。  
（少年法第3条第1項第1号）

刑罰法令に触れる行為をした14歳未満の少年をいう。  
（少年法第3条第1項第2号）

刑罰法令に該当しないが犯事由があつて、その性格又は環境から判断して、将来罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある少年をいう。  
（少年法第3条第1項第3号）

不良行為少年

非行少年には該当しないが、飲酒、喫煙、深夜はいかいその他自己又は他人の徳性を害する行為をした少年をいう。

刑法犯少年

刑法犯の罪を犯した犯罪少年をいい、犯行時及び処理時の年齢がともに14歳以上20歳未満の少年をいう。

触法少年（刑法）

刑法犯の罪に触れる行為をした触法少年をいう。

- 凶悪犯
- 粗暴犯
- 窃盗犯
- 知能犯
- 風俗犯
- その他

殺人、強盗、放火、不同意性交等  
凶器準備集合、暴行、傷害、脅迫、恐喝  
窃盗  
詐欺、横領、偽造など  
賭博、わいせつ、性的姿態撮影等処罰  
凶悪犯、粗暴犯、窃盗犯、知能犯、風俗犯以外の刑法犯

特別法犯少年

刑法犯、道路上の交通事故に係る刑法第211条の罪及び自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律に規定する罪並びに交通法令違反以外の罪を犯した犯罪少年をいう。

初発型非行

万引き、オートバイ盗、自転車盗及び占有離脱物横領

校内暴力

警察において検挙又は補導した小学生、中学生及び高校生による校内暴力事件を対象とする。  
「校内暴力事件」とは、学校内における教師に対する暴力事件・生徒間の暴力事件・学校施設、備品等に対する損壊事件をいう。ただし、犯行の原因、動機が学校教育と密接な関係を有する学校外における事件を含む。

福祉犯

児童に淫行をさせる行為のように、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう。

児童虐待

保護者がその監護する児童（18歳未満の者）に対し、身体的虐待、性的虐待、怠慢又は拒否（ネグレクト）及び心理的虐待を加えることをいう。

再犯者率

刑法犯検挙人員に占める再犯者の割合をいう。

共犯率

刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合をいう。なお、少年、20歳以上事件とも、少年と20歳以上との共犯事件は含まれていない。

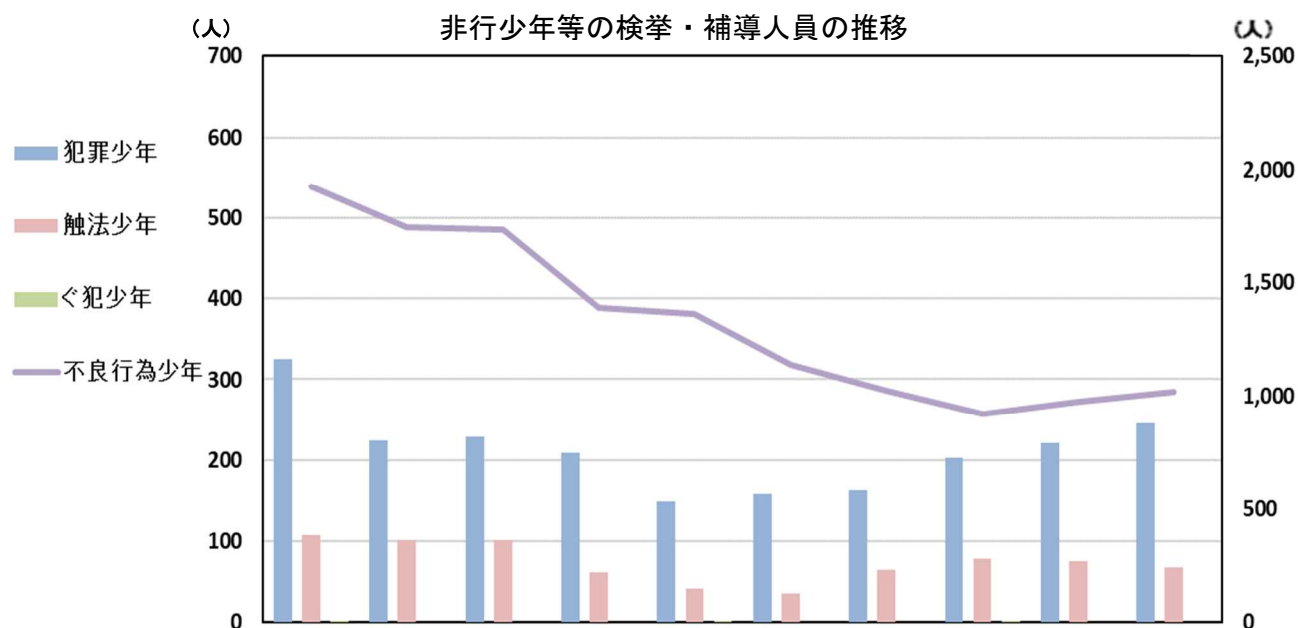
（注） 令和4年の民法一部改正に伴い、「未成年者飲酒禁止法」を「二十歳未満飲酒禁止法」に、「未成年者喫煙禁止法」を「二十歳未満喫煙禁止法」に変更。

令和5年の刑法一部改正に伴い、「強制性交等」を「不同意性交等」に変更。

令和5年に「性的な姿態を撮影する行為等の処罰及び押収物に記録された性的な姿態の影像に係る電磁的記録の消去等に関する法律（性的姿態撮影等処罰法）」が施行。

図表中の比率（%）は、四捨五入した数であり、比率を合計したものが100%にならない場合がある。

# 第1章 少年の非行等



年次	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
非行少年	434	325	331	270	192	194	227	281	296	313
犯罪少年	325	224	229	208	149	158	162	202	221	245
刑法犯	245	185	188	163	121	102	120	173	183	214
特別法犯	80	39	41	45	28	56	42	29	38	31
触法少年	108	101	102	62	42	36	65	78	75	68
刑法犯	91	91	97	57	39	35	61	64	73	64
特別法犯	17	10	5	5	3	1	4	14	2	4
ぐ犯少年	1	0	0	0	1	0	0	1	0	0
不良行為少年	1,922	1,743	1,735	1,389	1,361	1,136	1,019	917	974	1,016

## 第1 概要

### ◇ 非行少年の増加

非行少年は313人で、前年より17人(5.7%)増加しました。

### ◇ 犯罪少年は増加、触法少年は減少

犯罪少年は245人で、前年より24人(10.9%)増加し、触法少年は68人で、前年より7人(9.3%)減少しました。

### ◇ 刑法犯少年は粗暴犯以外は増加

刑法犯少年は214人で、うち凶悪犯9人(前年比2人増、28.6%増)、粗暴犯47人(前年比8人減、14.5%減)、窃盗犯93人(前年比14人増、17.7%増)、知能犯12人(前年比4人増、50.0%増)、風俗犯15人(前年比8人増、114.3%増)、その他の刑法犯38人(前年比11人増、40.7%増)となっています。

### ◆ 刑法犯少年の罪種別は 43.5%が窃盗犯

罪種別では、窃盗犯が 93 人で最も多く、刑法犯少年全体の 43.5%を占めています。

### ◆ 刑法犯少年の学職別 39.3%が高校生

学職別では、高校生が 84 人で、刑法犯少年全体の 39.3%を占めています。

### ◇ 触法少年(刑法)は凶悪犯と粗暴犯が増加

触法少年(刑法)は 64 人で、うち凶悪犯1人(前年比1人増)、粗暴犯 18 人(前年比 6人増、50.0%増)、窃盗犯 32 人(前年比7人減、17.9%減)、風俗犯3人(前年比5人減、62.5%減)、その他の刑法犯 10 人(前年比4人減、28.6%減)となっています。

罪種別では、窃盗犯が 32 人で最も多く、触法少年(刑法)全体の 50.0%を占め、窃盗犯の中でも万引きが 16 人で最も多く、窃盗犯全体の 50.0%を占めています。

学職別では、小学生が 28 人で触法少年(刑法)全体の 43.8%となり、中学生が 36 人(56.3%)となっています

### ◇ 校内暴力事件は減少

校内暴力事件の検挙・補導件数は 18 件で、前年より2件減少しました。

### ◇ 特別法犯少年(触法を含む)は減少

特別法犯少年(触法を含む)の検挙・補導人員総数は 35 人で、前年より5人(12.5%)減少しました。

罪種別では、児童買春・児童ポルノ法違反が 11 人(31.4%)で最も多く、次いで薬物事犯(麻薬等取締法違反等)が8人(22.9%)、軽犯罪法違反が8人(22.9%)、廃棄物処理法4人(11.4%)、青少年保護育成条例違反が3人(8.6%)、その他1人(2.9%)となっています。

### ◇ 不良行為少年は増加

不良行為少年は 1,016 人で、前年より 42 人(4.3%)増加しました。

行為別では、喫煙が 316 人で最も多く、不良行為少年全体の 31.1%を占め、次いで深夜はいかいが 297 人(29.2%)となっています。

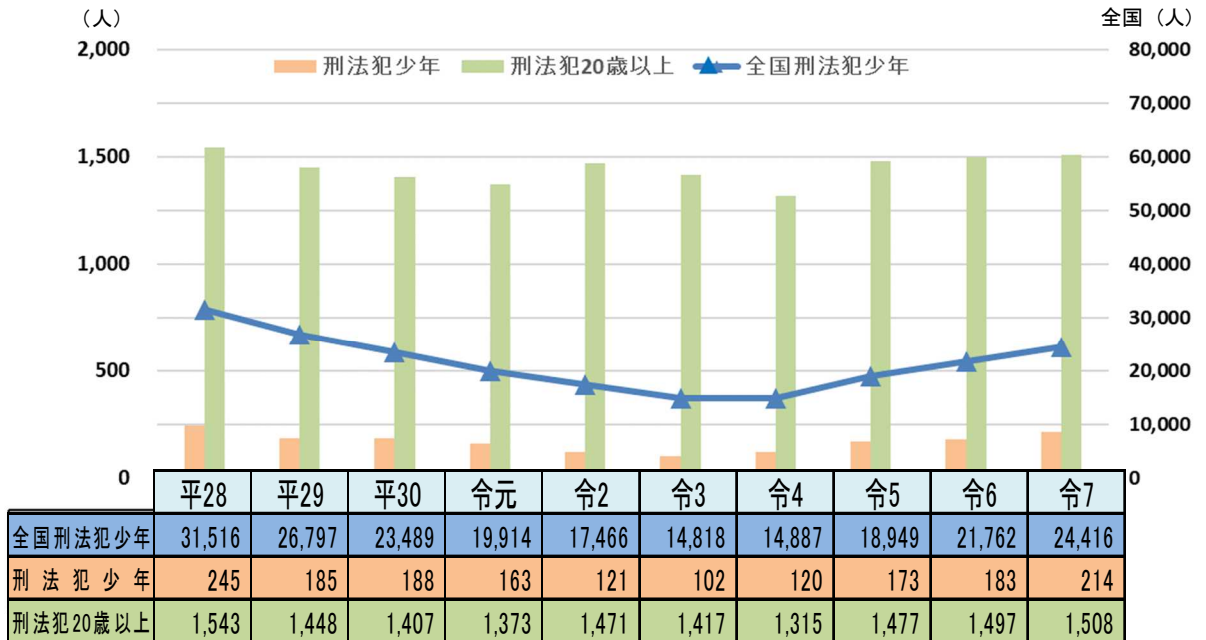
## 第2 刑法犯少年

### 1 年次別推移

#### (1) 少年・20歳以上別推移

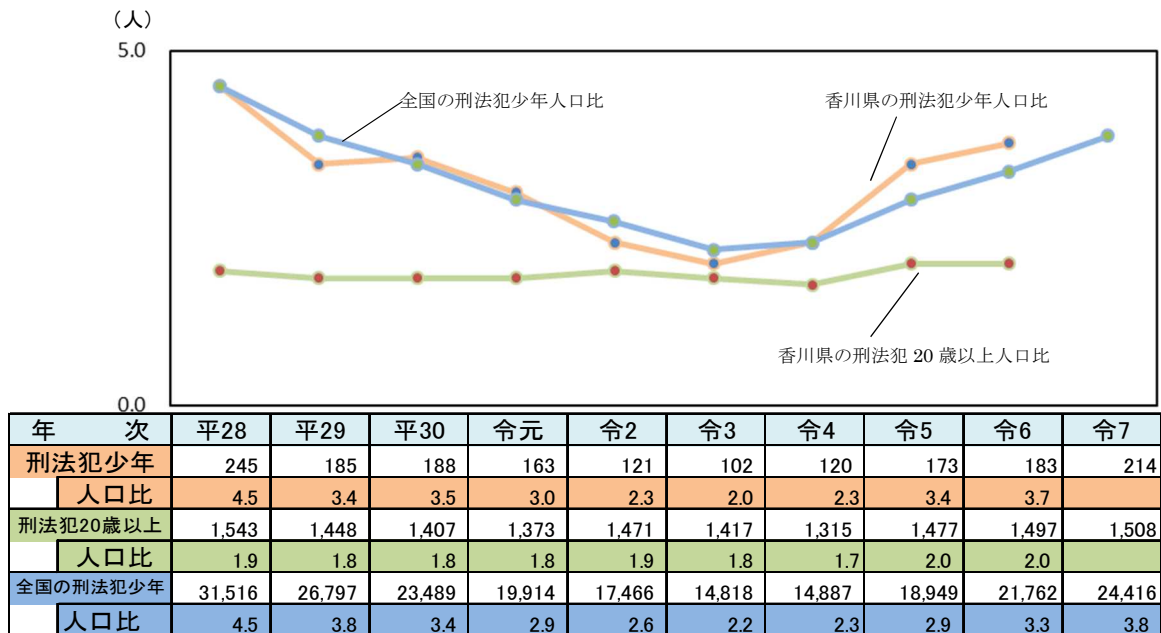
全国の刑法犯少年は、平成16年以降18年連続で減少していましたが、令和4年からは増加しています。

香川の刑法犯少年は、平成22年以降、平成30年にわずかに増加したのを除いて減少傾向が続いていましたが、全国同様令和4年からは増加しています。



#### (2) 少年・20歳以上別人口比の年次別推移

香川県の刑法犯少年の人口比も上記同様、平成30年にわずかに増加したものの、減少傾向が続いていましたが、令和4年からは増加しています。



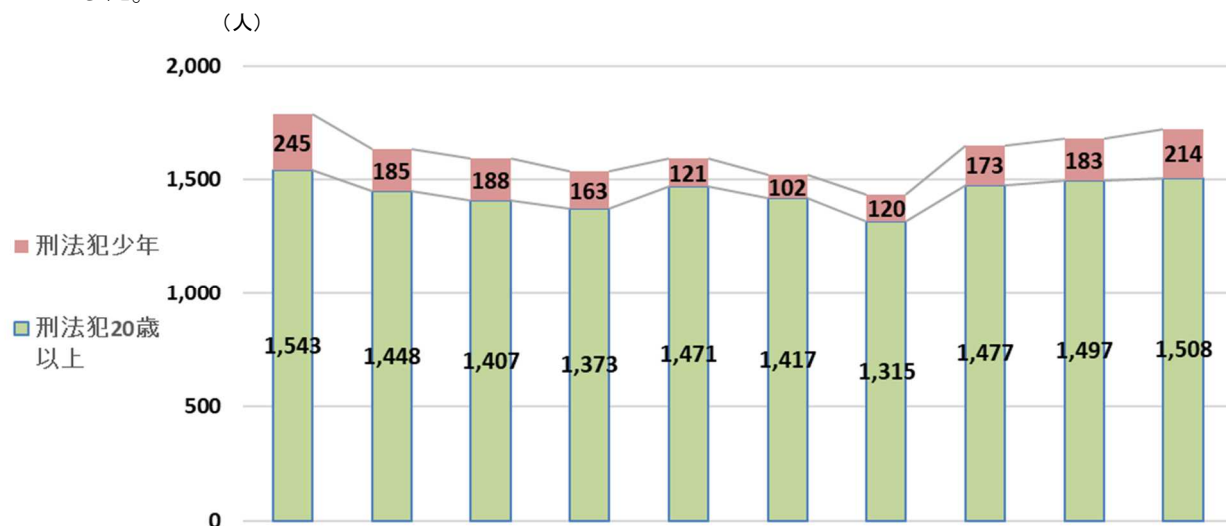
(注1) 人口比は、14歳～19歳の少年人口1,000人当たりの刑法犯の検挙人員をいう。

(注2) 人口は香川県人口移動調査、全国人口比は少年非行及び子供の性被害の状況(令和7年・警察庁)による。

(注3) 香川県年齢別人口(令和7年)が未だ公表されていないため、人口比は追って記載する。

### (3) 刑法犯少年の占める比率

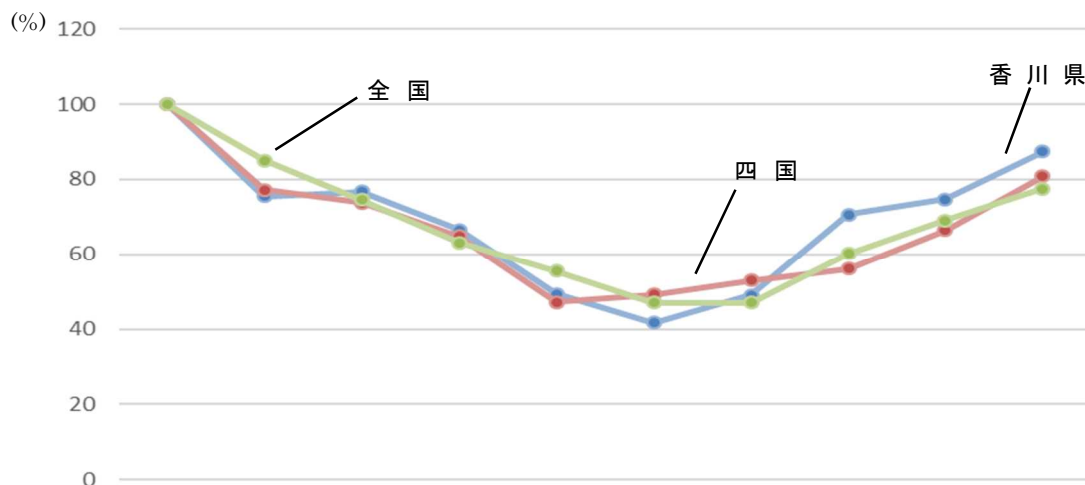
全刑法犯検挙人員に占める刑法犯少年の割合は 12.4%で、前年より 1.5 ポイント増加しました。



年次	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
刑法犯総数	1,788	1,633	1,595	1,536	1,592	1,519	1,435	1,650	1,680	1,722
刑法犯少年	245	185	188	163	121	102	120	173	183	214
刑法犯20歳以上	1,543	1,448	1,407	1,373	1,471	1,417	1,315	1,477	1,497	1,508
少年の占める割合	13.7	11.3	11.8	10.6	7.6	6.7	8.4	10.5	10.9	12.4

## 2 全国・四国からみた検挙指数

検挙指数は、令和3年からは高くなっています。



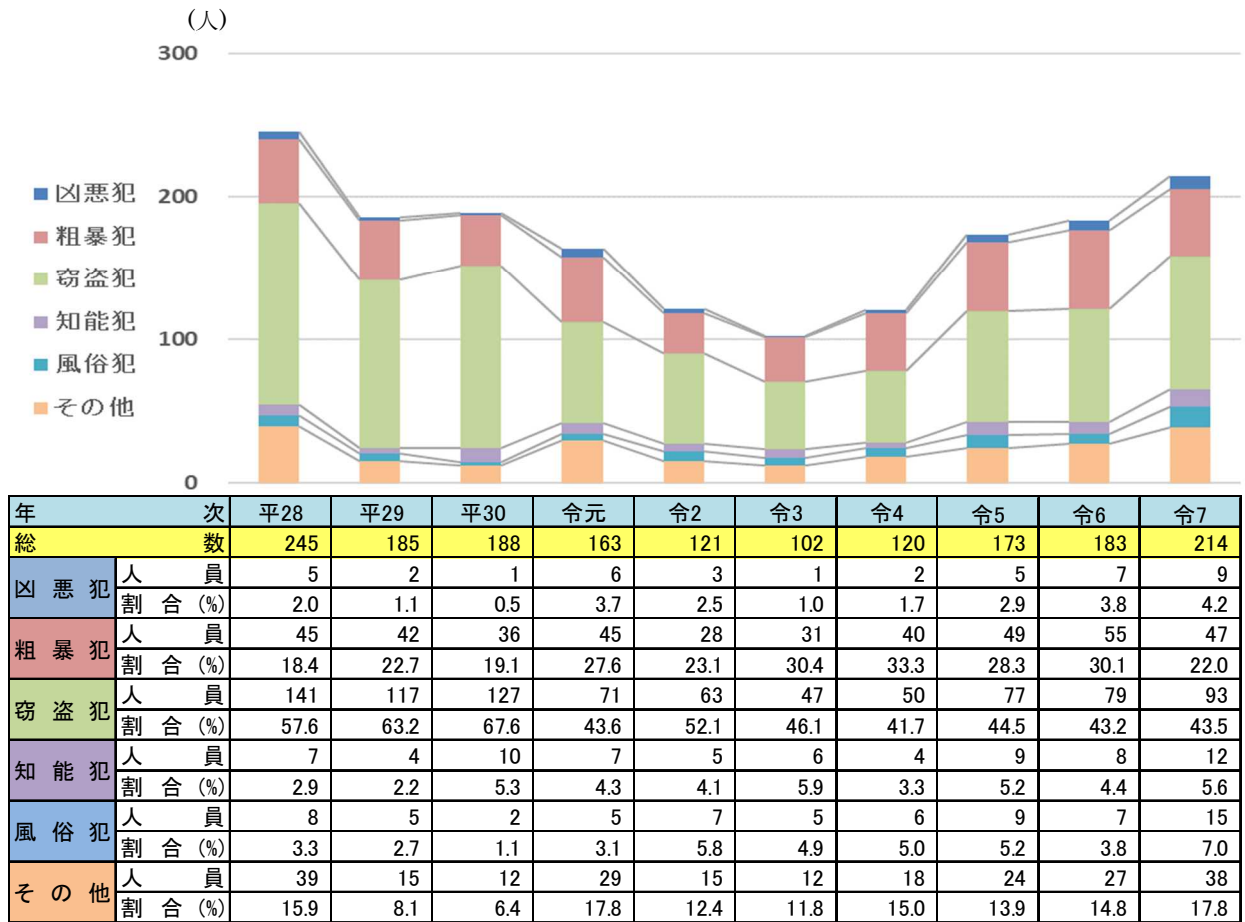
年次	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7	
香川県	人員	245	185	188	163	121	102	120	173	183	214
	指数	100	76	77	67	49	42	49	71	75	87
四国	人員	839	648	619	544	396	413	444	471	557	678
	指数	100	77	74	65	47	49	53	56	66	81
全国	人員	31,516	26,797	23,489	19,914	17,466	14,818	14,887	18,949	21,762	24,416
	指数	100	85	75	63	55	47	47	60	69	77

(注) 検挙指数は平成28年を100とする。

### 3 罪種別状況

#### (1) 包括罪種別、年次別推移

窃盗犯が93人で最も多く、全体の43.5%を占めています。

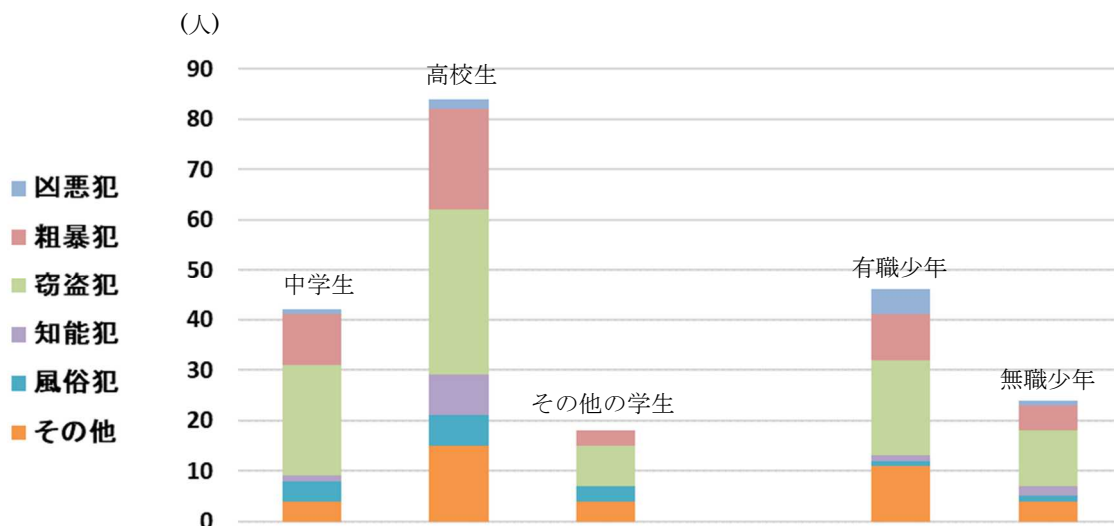


#### (2) 包括罪種別、少年・20歳以上別状況

区分	刑法犯少年			刑法犯20歳以上			少年の占める割合(%)		
	令7	令6	増減数	令7	令6	増減数	令7	令6	増減
総数	214	183	31	1,508	1,497	11	12.4	10.9	1.5
凶悪犯	9	7	2	58	46	12	13.4	13.2	0.2
殺人		2	-2	2	12	-10	0.0	14.3	-14.3
強盗	2	2	0	15	4	11	11.8	33.3	-21.5
放火		1	-1	4	5	-1	0.0	16.7	-16.7
不同意性交等	7	2	5	37	25	12	15.9	7.4	8.5
粗暴犯	47	55	-8	296	325	-29	13.7	14.5	-0.8
凶器準備集合			0	8		8	0.0	-	-
暴行	6	10	-4	104	130	-26	5.5	7.1	-1.6
傷害	25	32	-7	141	157	-16	15.1	16.9	-1.8
脅迫	3		3	32	30	2	8.6	0.0	8.6
恐喝	13	13	0	11	8	3	54.2	61.9	-7.7
窃盗犯	93	79	14	728	743	-15	11.3	9.6	1.7
知能犯	12	8	4	91	85	6	11.7	8.6	3.1
詐欺	10	7	3	73	66	7	12.0	9.6	2.4
横領	1		1	14	12	2	6.7	0.0	6.7
偽造	1	1	0	4	7	-3	20.0	12.5	7.5
汚職			0			0	-	-	-
背任			0			0	-	-	-
風俗犯	15	7	8	95	90	5	13.6	7.2	6.4
賭博			0	25	4	21	0.0	0.0	0.0
わいせつ	8	4	4	35	47	-12	18.6	7.8	10.8
性的姿態撮影等処罰	7	3	4	35	39	-4	16.7	7.1	9.6
その他	38	27	11	240	208	32	13.7	11.5	2.2
(うち)占有離脱物横領	13	6	7	108	97	11	10.7	5.8	4.9

(3) 包括罪種別、学職別状況

高校生が84人で最も多く、全体の39.3%を占めています。



区 分	総 数		学 生 ・ 生 徒								有職少年		無職少年	
			中学生		高校生		その他の学生		小 計					
総 数	214	(28)	42	(6)	84	(6)	18	(3)	144	(15)	46	(6)	24	(7)
凶 悪 犯	9	(0)	1	(0)	2	(0)	0	(0)	3	(0)	5	(0)	1	(0)
殺人	0	(0)							0	(0)				
強 盗	2	(0)	1						1	(0)	1			
放 火	0	(0)							0	(0)				
不同意性交等	7	(0)			2				2	(0)	4		1	
粗 暴 犯	47	(6)	10	(1)	20	(2)	3	(0)	33	(3)	9	(1)	5	(2)
凶器準備集合	0	(0)							0	(0)				
暴 行	6	(0)	1		5				6	(0)				
傷 害	25	(0)	8		5		3		16	(0)	6		3	
脅 迫	3	(1)	1	(1)	1				2	(1)	1			
恐 喝	13	(5)			9	(2)			9	(2)	2	(1)	2	(2)
窃 盗 犯	93	(14)	22	(4)	33	(2)	8	(3)	63	(9)	19	(2)	11	(3)
知 能 犯	12	(2)	1	(0)	8	(0)	0	(0)	9	(0)	1	(1)	2	(1)
詐 欺	10	(1)	1		7				8	(0)			2	(1)
横 領	1	(1)							0	(0)	1	(1)		
偽 造	1	(0)			1				1	(0)				
風 俗 犯	15	(0)	4	(0)	6	(0)	3	(0)	13	(0)	1	(0)	1	(0)
賭 博	0	(0)							0	(0)				
わいせつ	8	(0)	2		3		1		6	(0)	1		1	
性的姿態撮影等処罰	7	(0)	2		3		2		7	(0)				
そ の 他	38	(6)	4	(1)	15	(2)	4		23	(3)	11	(2)	4	(1)
うち)占有離脱物横領	13	(2)	2	(1)	4	(1)	2		8	(2)	5			

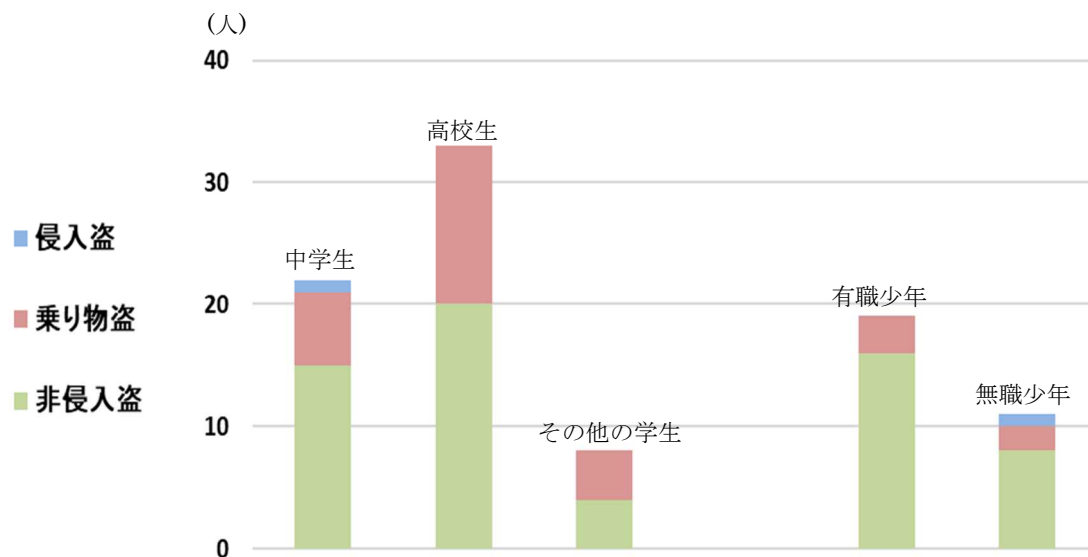
(注) 女子は内数として ( ) 内に計上

(4) 窃盗犯手口別、学職別状況

窃盗犯は93人で、前年より14人(17.7%)増加しました。

手口別では、万引き43人で最も多く、全体の46.2%を占めています。

学職別では、高校生が33人で最も多く、全体の35.5%を占めています。

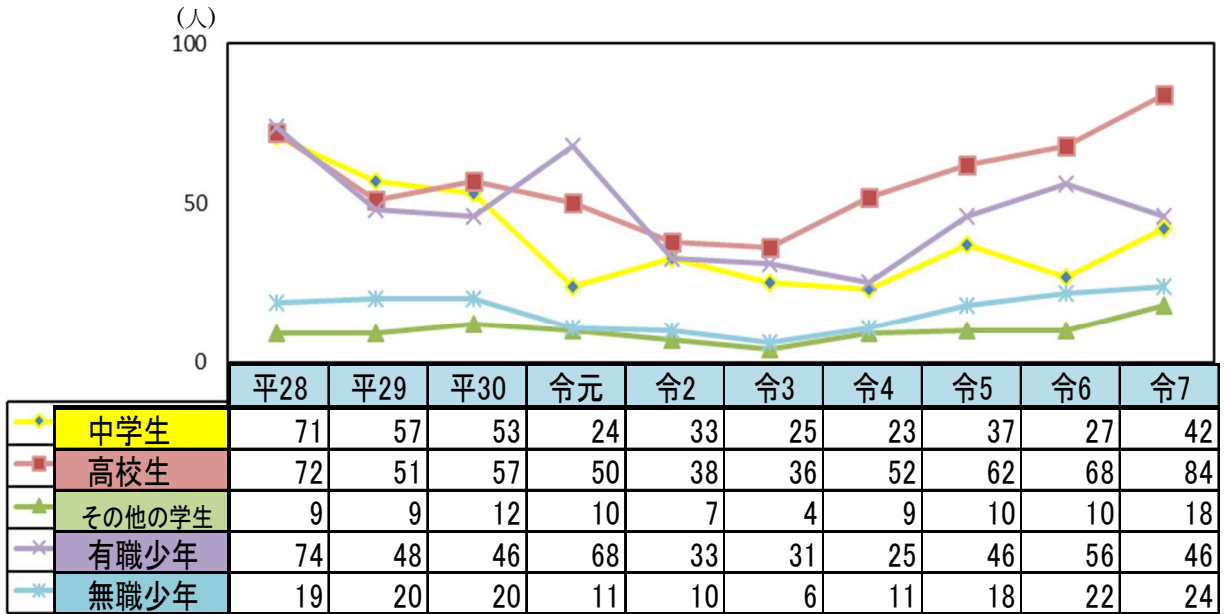


区 分	総 数	学 生 ・ 生 徒				有職少年	無職少年
		中学生	高校生	その他の学生	小 計		
総 数	93 (14)	22 (4)	33 (2)	8 (3)	63 (9)	19 (2)	11 (3)
侵 入 盗	2 (0)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)
空 き 巣	0 (0)				0 (0)		
忍 込 み	0 (0)				0 (0)		
居 空 き	1 (0)	1			1 (0)		
出 店 荒 し	0 (0)				0 (0)		
金 庫 破 り	1 (0)				0 (0)		1
そ の 他	0 (0)				0 (0)		
乗 り 物 盗	28 (1)	6 (0)	13 (0)	4 (1)	23 (1)	3 (0)	2 (0)
自 動 車 盗	2 (0)		1		1 (0)	1	
オ ー ト ハ イ 盗	8 (0)	2	4	1	7 (0)		1
自 転 車 盗	18 (1)	4	8	3 (1)	15 (1)	2	1
非 侵 入 盗	63 (13)	15 (4)	20 (2)	4 (2)	39 (8)	16 (2)	8 (3)
訪 問 盗	1 (1)	1 (1)			1 (1)		
ひ っ た く り	0 (0)				0 (0)		
す り	2 (0)				0 (0)	2	
車 上 ね ら い	2 (0)		1		1 (0)	1	
部 品 ね ら い	1 (0)		1		1 (0)		
自 動 販 売 機 ね ら い	2 (0)	2			2 (0)		
万 引 き	43 (10)	11 (3)	16 (2)	3 (1)	30 (6)	6 (1)	7 (3)
職 場 ね ら い	5 (1)				0 (0)	5 (1)	
同 居 ね ら い	1 (1)			1 (1)	1 (1)		
そ の 他	6 (0)	1	2		3 (0)	2	1

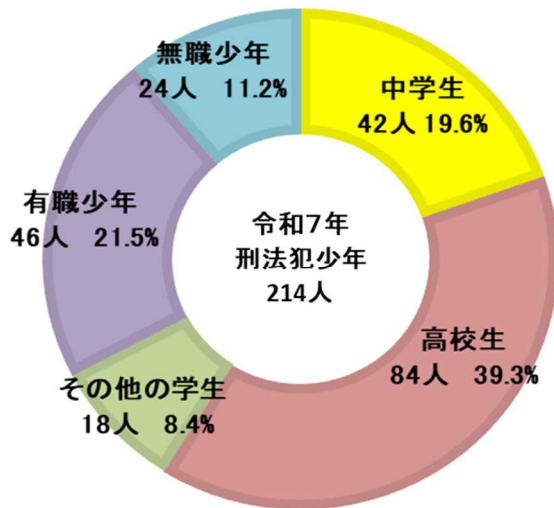
(注) 女子は内数として ( ) 内に計上

#### 4 学職別状況

##### (1) 年次別推移

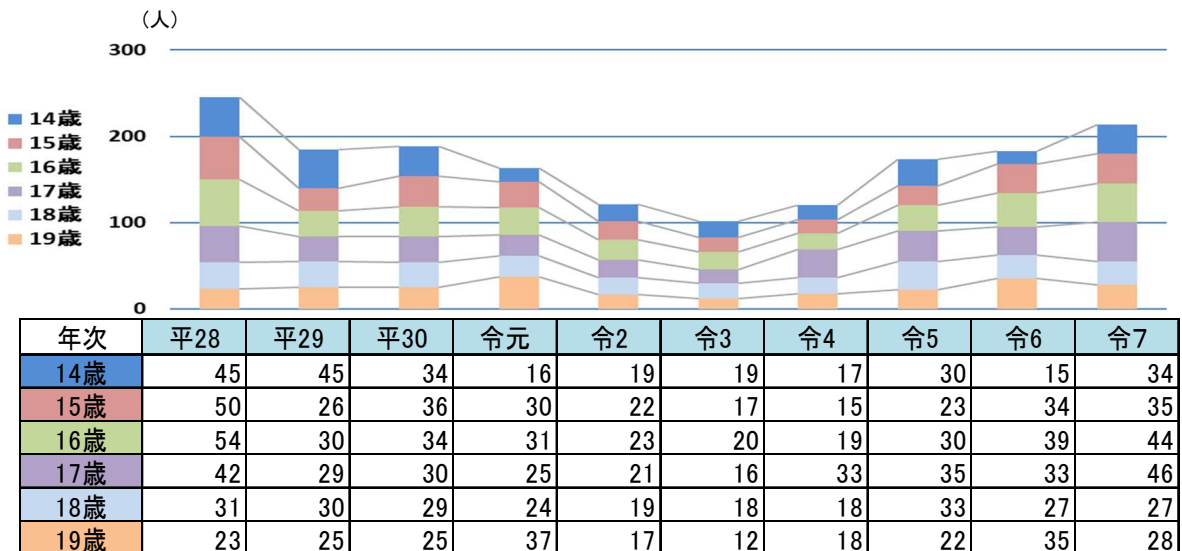


##### (2) 学職別状況



#### 5 年齢別状況

##### (1) 年次別推移



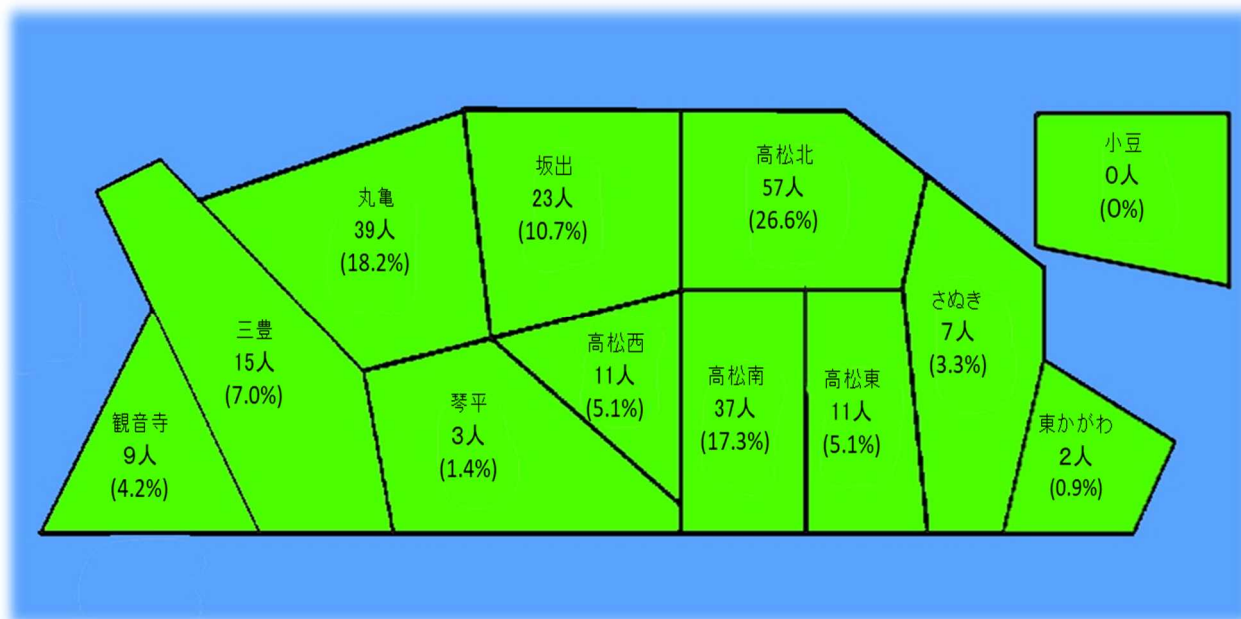
(2) 包括罪種別状況

区分	総数	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
総数	214 (28)	34 (5)	35 (3)	44 (3)	46 (10)	27 (3)	28 (4)
凶悪犯	9 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	1 (0)	3 (0)	3 (0)
殺人	0 (0)						
強盗	2 (0)	1				1	
放火	0 (0)						
不同意性交等	7 (0)			1	1	2	3
粗暴犯	47 (6)	6 (1)	14 (1)	12 (1)	9 (2)	2 (0)	4 (1)
凶器準備集合	0 (0)						
暴行	6 (0)	1	1	3	1		
傷害	25 (0)	4	12	2	3	2	2
脅迫	3 (1)	1 (1)		1			1
恐喝	13 (5)		1 (1)	6 (1)	5 (2)		1 (1)
窃盗犯	93 (14)	20 (3)	14 (2)	15 (1)	21 (5)	12 (1)	11 (2)
知能犯	12 (2)	1 (0)	1 (0)	5 (0)	3 (2)	1 (0)	1 (0)
詐欺	10 (1)	1		5	2 (1)	1	1
横領	1 (1)				1 (1)		
偽造	1 (0)		1				
風俗犯	15 (0)	3 (0)	2 (0)	1 (0)	4 (0)	3 (0)	2 (0)
賭博	0 (0)						
わいせつ	8 (0)	1	1	1	3	1	1
性的姿態撮影等処罰	7 (0)	2	1		1	2	1
その他	38 (6)	3 (1)	4	10 (1)	8 (1)	6 (2)	7 (1)
うち)占有離脱物横領	13 (2)	2 (1)	2	2	3 (1)	2	2

(注) 女子は内数として ( ) 内に計上

6 刑法犯少年検挙数の警察署別比率状況

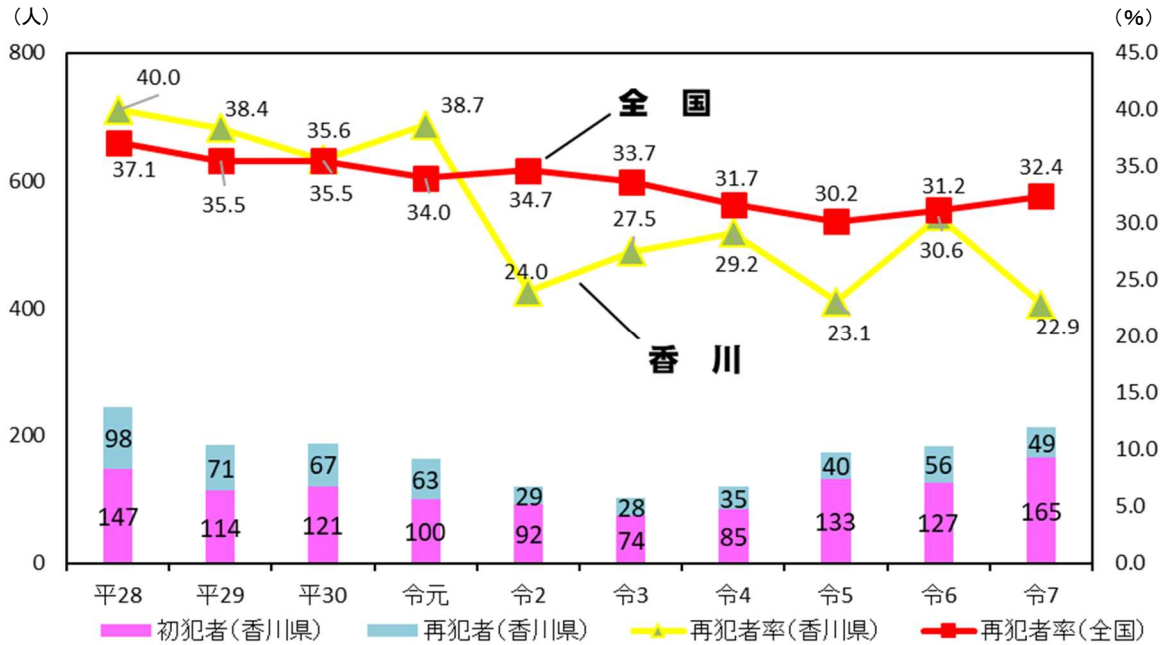
高松北署が 57 人 (26.6%) で最も多く、次いで丸亀警察署が 39 人 (18.2%) となっています。



刑法犯少年総数 214 人

## 7 再犯者等

### (1) 再犯者の推移



### (2) 再犯者の割合

年次	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
香川県 刑法犯少年	245	185	188	163	121	102	120	173	183	214
香川県 初犯者	147	114	121	100	92	74	85	133	127	165
香川県 再犯者	98	71	67	63	29	28	35	40	56	49
香川県 再犯者率	40.0	38.4	35.6	38.7	24.0	27.5	29.2	23.1	30.6	22.9
全国 再犯者率	37.1	35.5	35.5	34.0	34.7	33.7	31.7	30.2	31.2	32.4

### (3) 共犯率

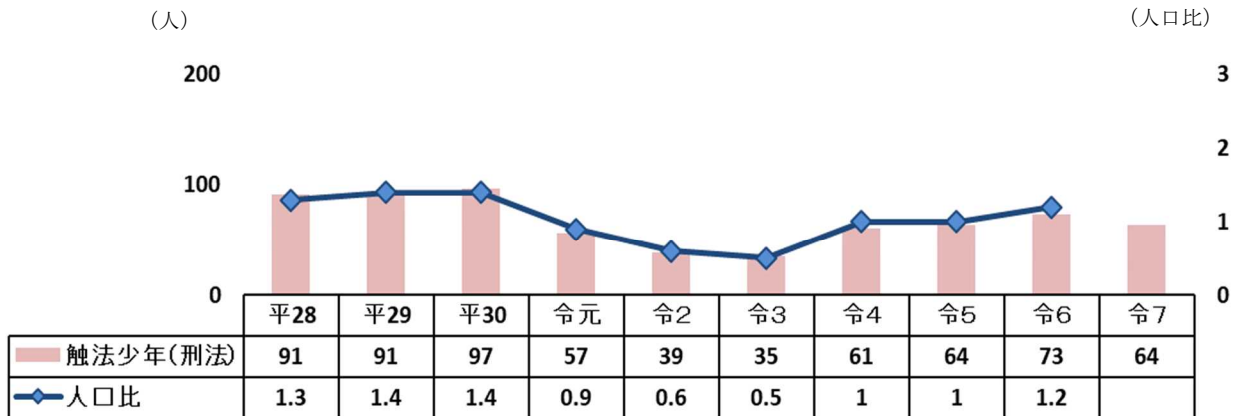
年次	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
刑法犯少年	19.4	19.2	27.4	31.2	15.6	27.9	17.9	22.2	24.9	22.4
凶悪犯	0.0	50.0	0.0	33.3	0.0	0.0	0.0	0.0	25.0	40.0
粗暴犯	21.6	17.6	14.8	17.6	11.1	16.0	31.0	28.6	26.3	21.6
窃盗犯	23.2	22.7	34.3	38.7	20.2	40.7	10.1	24.0	18.3	23.3
知能犯	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	61.5	43.5	20.0
風俗犯	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	4.8
その他	10.4	3.4	7.1	17.1	6.5	12.0	22.9	3.4	45.8	32.0
刑法犯20歳以上	6.9	6.3	9.0	11.7	7.9	6.1	7.2	10.3	7.0	8.1

(注) 共犯率とは、刑法犯検挙件数に占める共犯事件の割合をいう。なお、少年、20歳以上事件とも、少年と20歳以上との共犯事件は含まれていない。

### 第3 触法少年（刑法）

#### 1 年次別推移

触法少年（刑法）は64人で、前年と比較して9人減少しました。

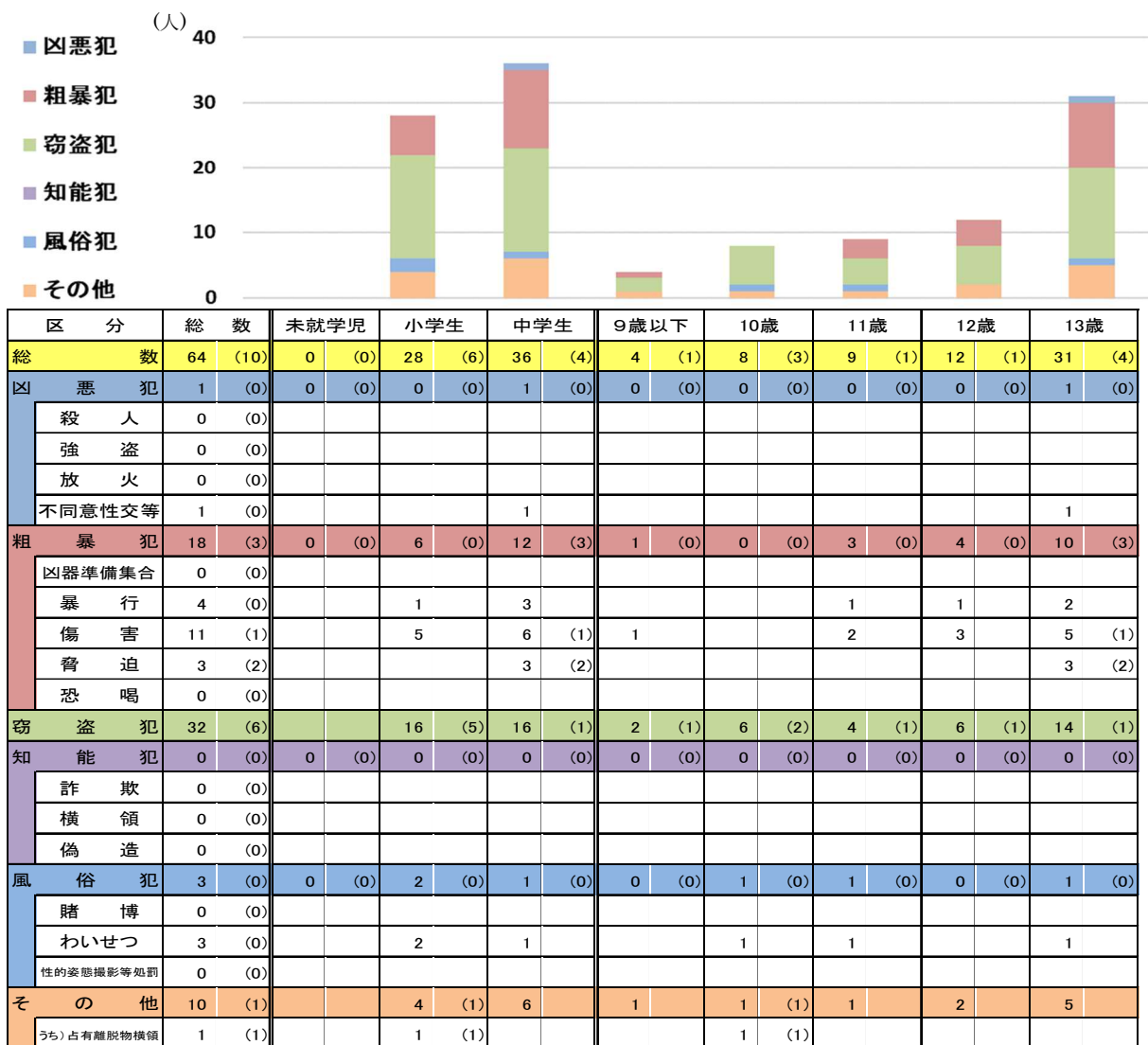


(注1) 人口比は、6歳～13歳（香川県人口移動調査）の少年人口1,000人当たりの補導人員をいう。

(注2) 香川県年齢別人口（令和7年）が未だ公表されていないため、人口比は追って記載する。

#### 2 包括罪種別、学職別、年齢別状況

罪種別では、窃盗犯が最も多く、刑法犯全体の50.0%を占めています。



(注) 女子は内数として( )内に計上

### 3 窃盗手口別、学職別、年齢別状況

手口別では、万引きが16人で最も多く、全体の50.0%を占めています。

年齢別では、13歳が14人で最も多く、全体の43.8%を占めています。

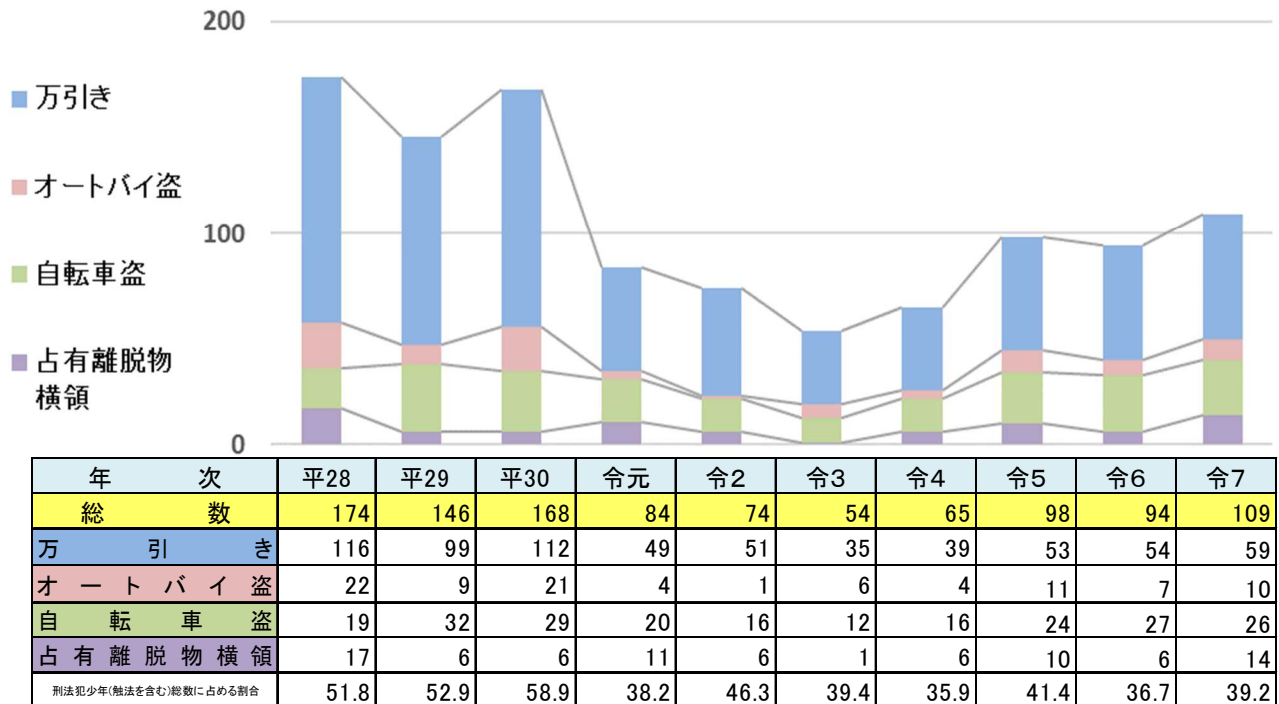


(注) 女子は内数として ( ) 内に計上

## 第4 初発型非行(触法を含む)

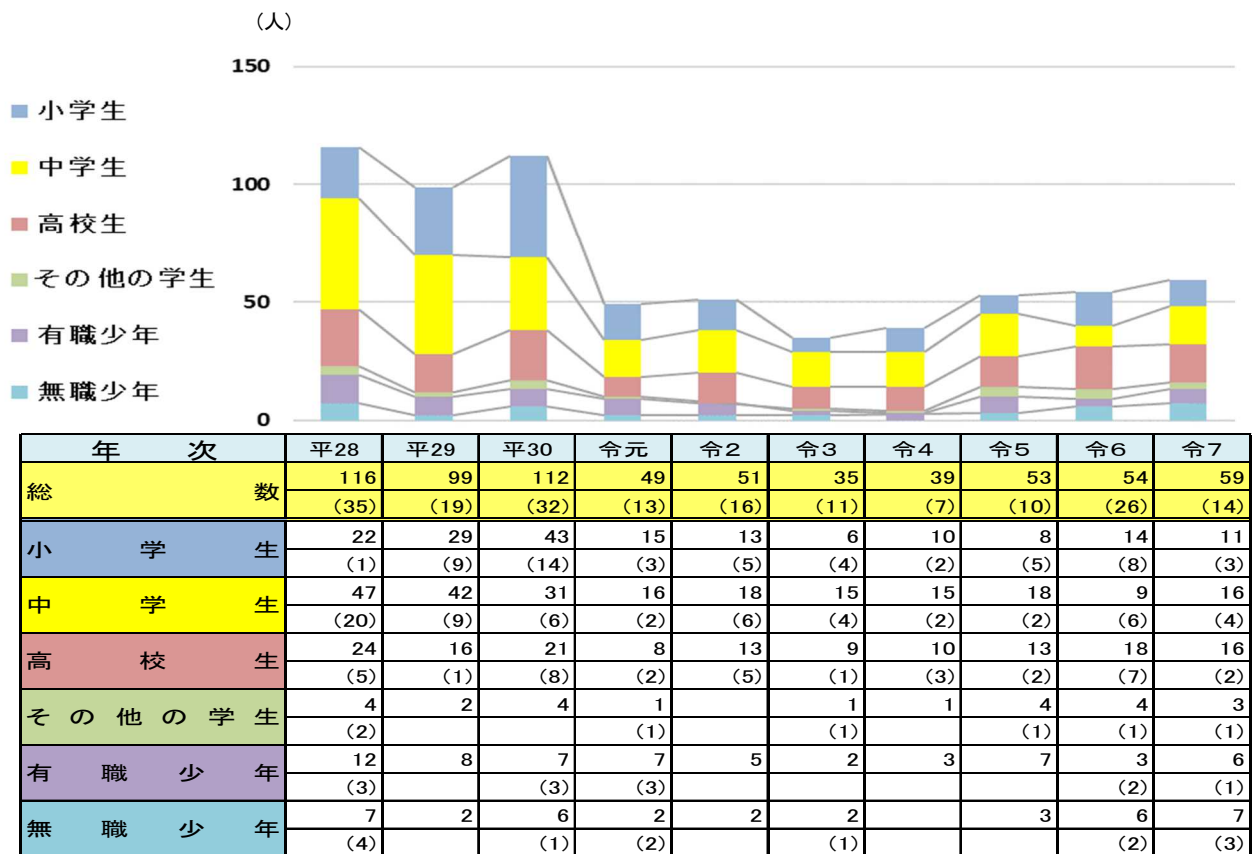
### 1 年次別推移

初発型非行は109人で、前年より15人(16.0%)増加しました。



### 2 万引き少年の年次別推移

万引きは59人で、前年より5人(9.3%)増加しました。

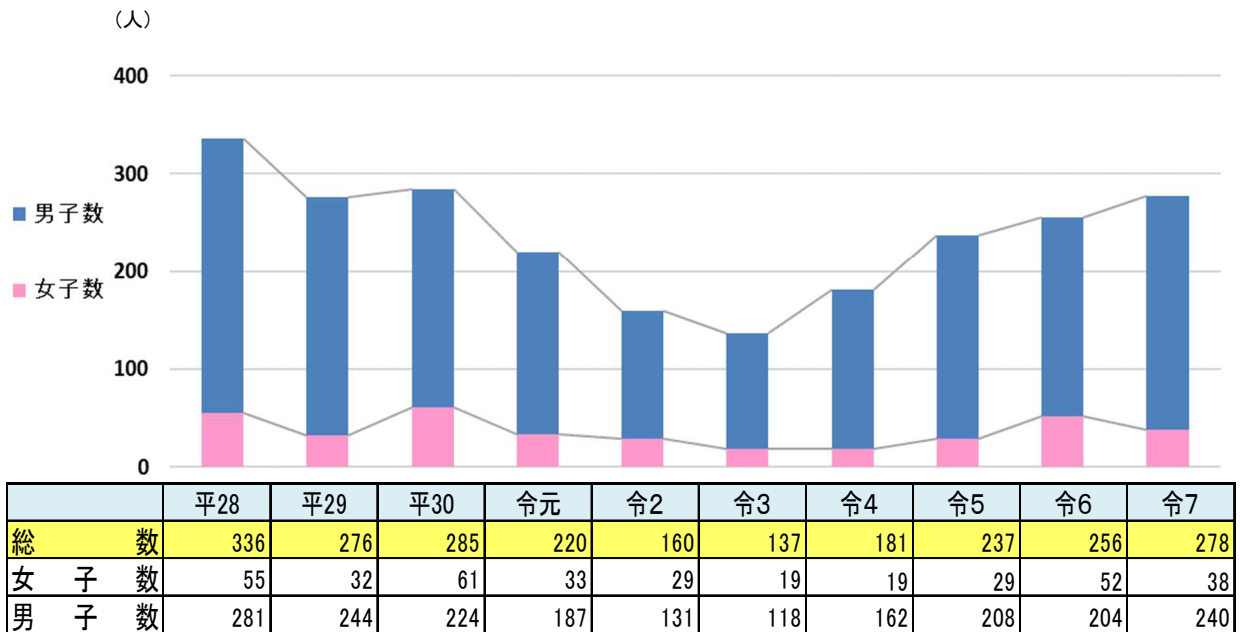


(注) 女子は内数として( )内に計上

## 第5 女子非行(刑法犯少年(触法を含む))

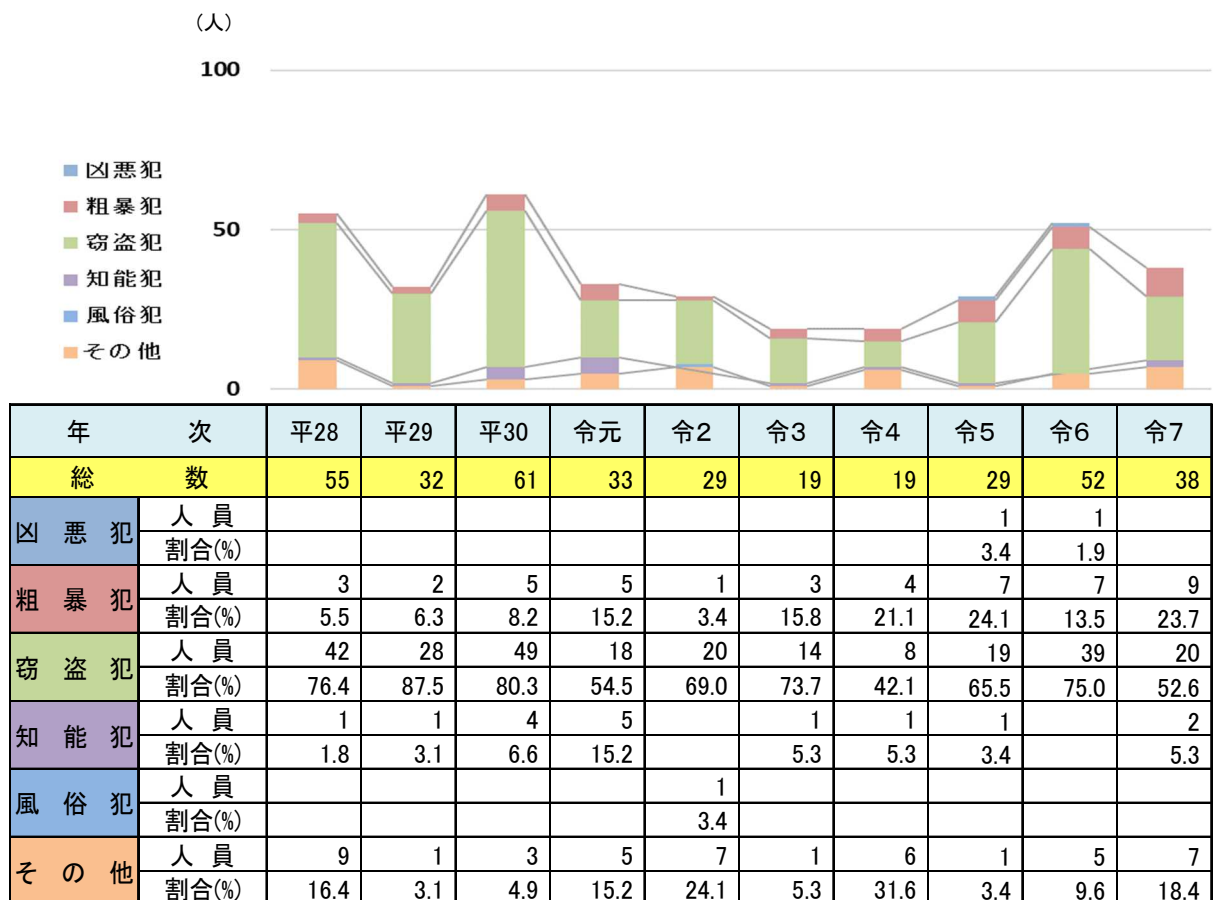
### 1 年次別推移

刑法犯少年と触法少年(刑法)の検挙・補導人員総数は278人で、女子は38人、男子は240人で、女子は前年より減少しています。



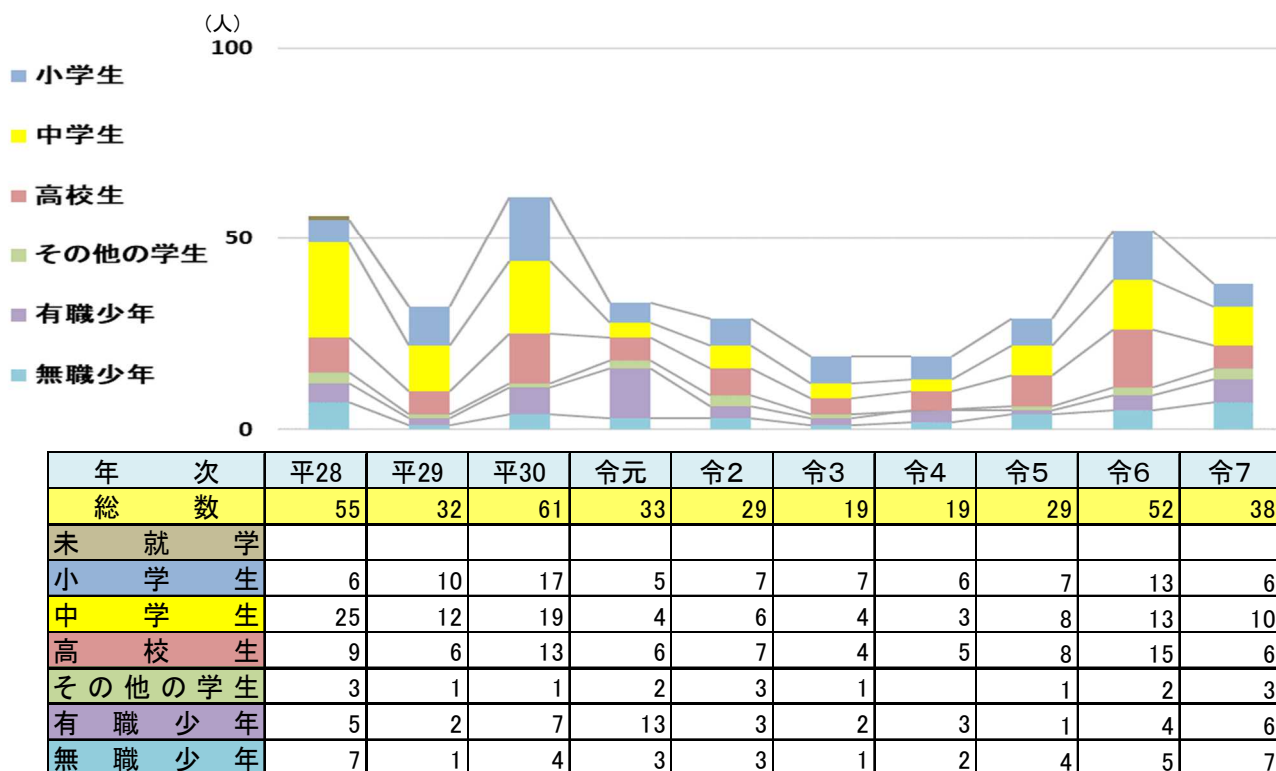
### 2 包括罪種別推移

窃盗犯が20人で最も多く、全体の52.6%を占めています。



### 3 学職別推移

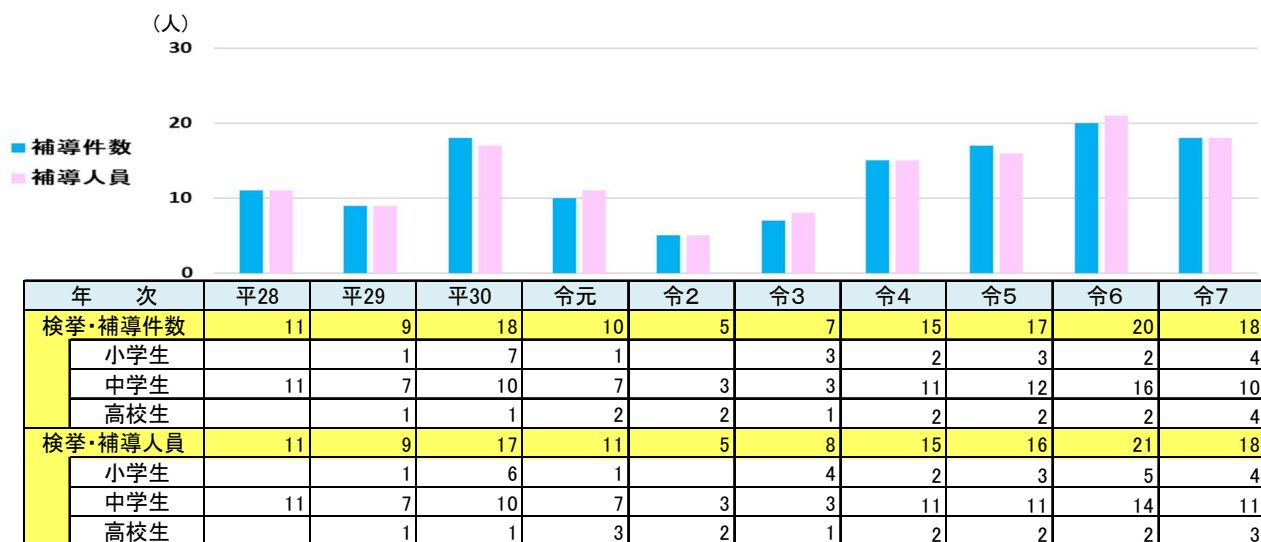
学職別では、中学生が10人で最も多く、全体の26.3%を占めています。



## 第6 校内暴力事件

### 1 年次別推移

校内暴力事件で18件18人を検挙・補導しています。



### 2 学職別検挙・補導状況

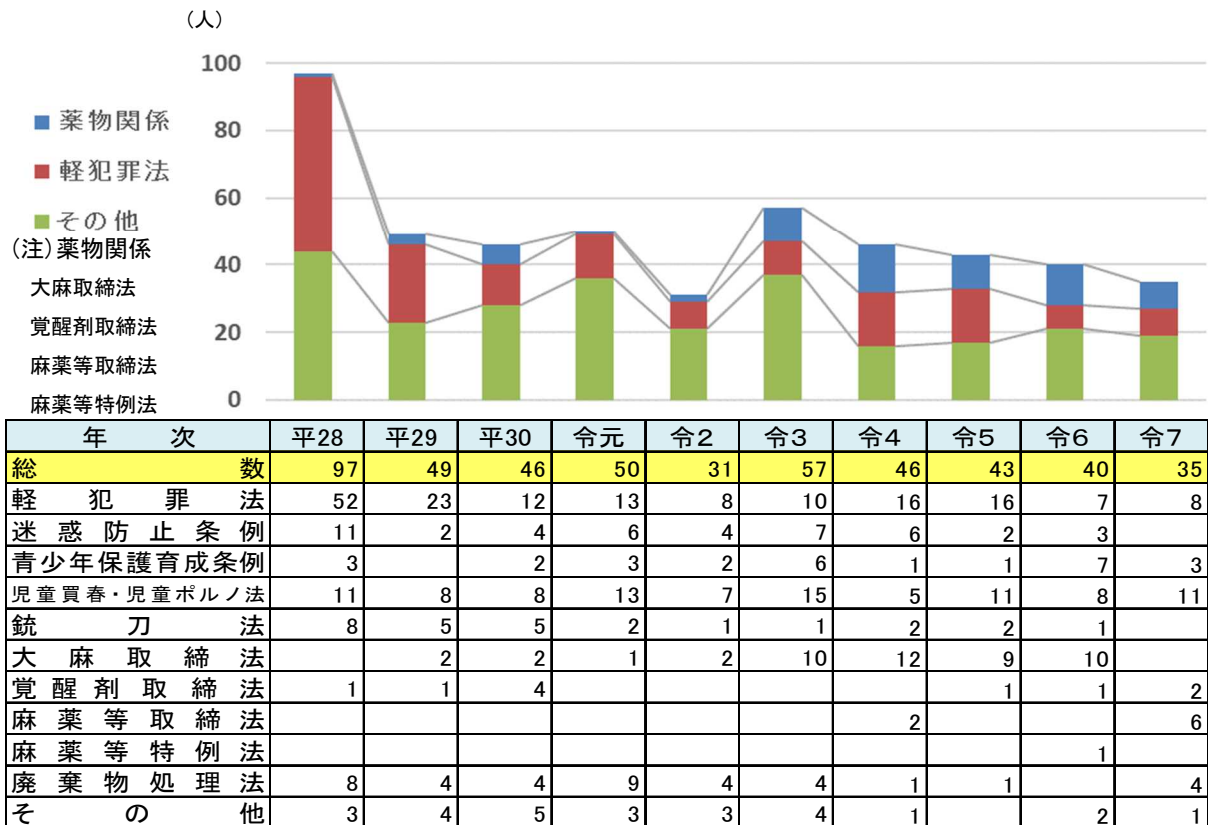
検挙・補導した18件18人のうち対教師暴力が3件3人、生徒間暴力が15件15人となっています。

区分	検挙・補導件数				検挙・補導人員				被害者			
	総数	対教師	生徒間	施設損壊	総数	対教師	生徒間	施設損壊	総数	教師	生徒	施設
総数	18	3	15	0	18	3	15	0	21	5	16	0
小学生	4		4		4		4		4		4	
中学生	10	3	7		11	3	8		12	5	7	
高校生	4		4		3		3		5		5	

## 第7 特別法犯少年(触法を含む)

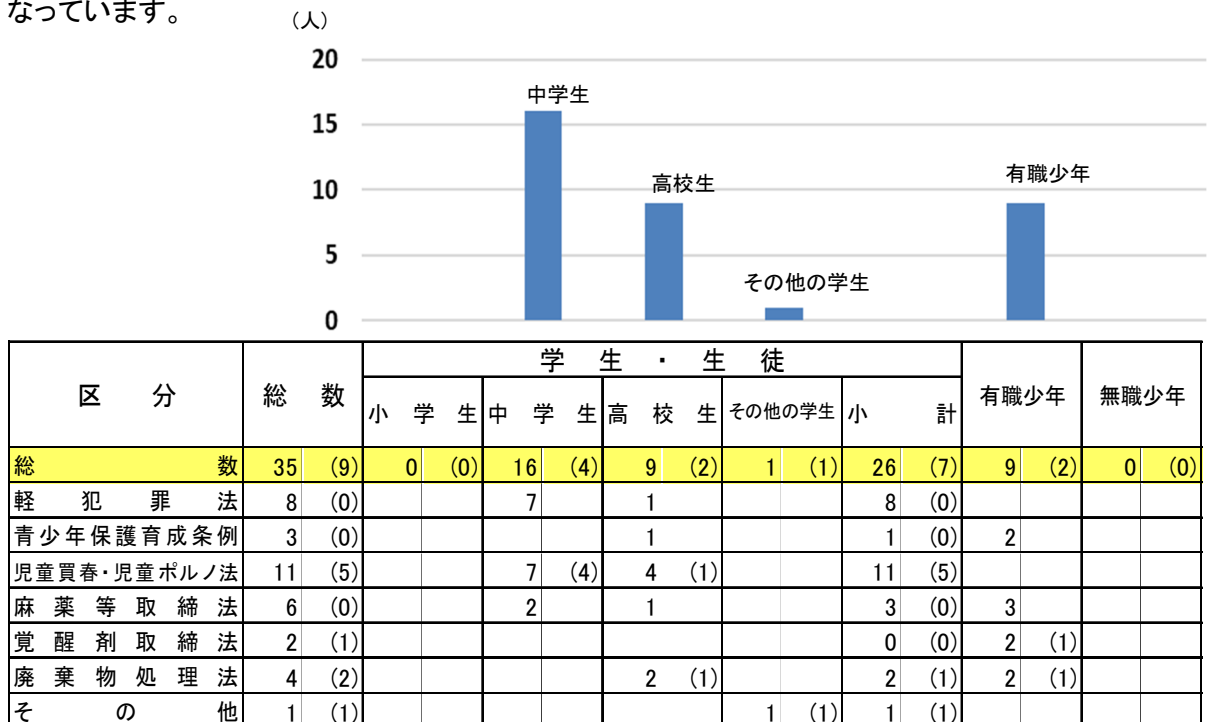
### 1 罪種別、年次別推移

特別法犯少年の検挙・補導人数は35人で前年より5人(12.5%)減少しました。



### 2 罪種別、学職別状況

罪種別では、児童買春・児童ポルノ法が11人と最も多く、学職別では、中学生が16人と最も多くなっています。

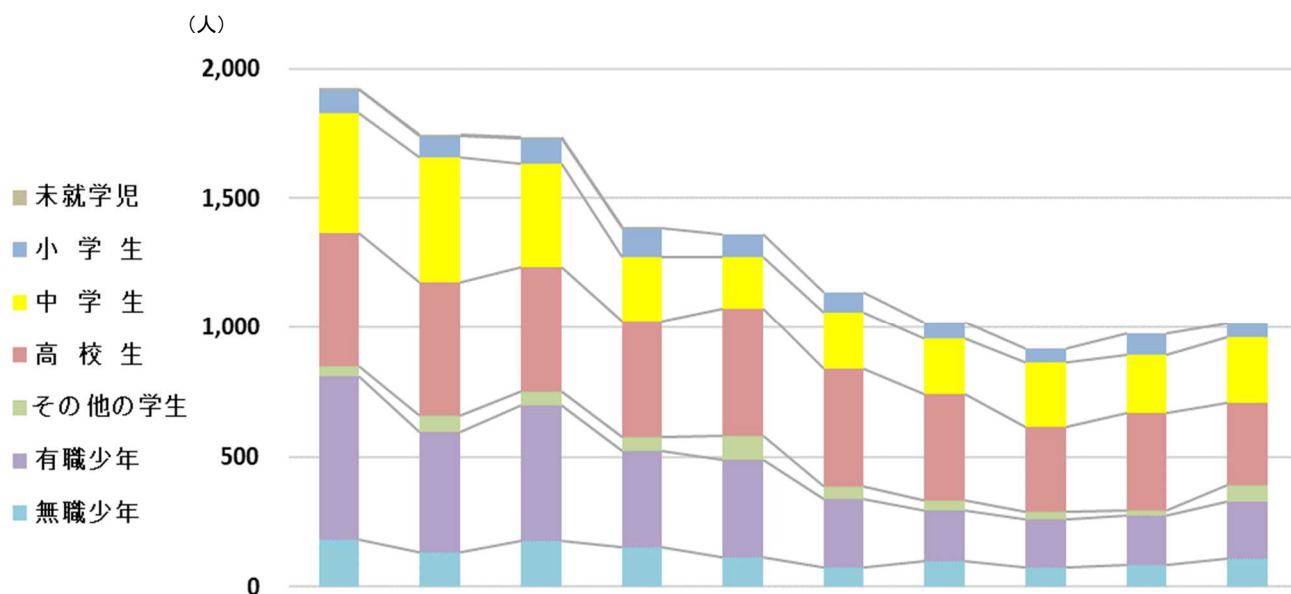


(注) 女子は内数として( )内に計上

## 第8 不良行為少年

### 1 学職別、年次別推移

不良行為少年は1,016人で、前年より42人(4.3%)増加しました。



年次	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
総数	1,922	1,743	1,735	1,389	1,361	1,136	1,019	917	974	1,016
未就学児	2	2	3	3						
小学生	93	86	100	113	86	76	64	51	82	54
中学生	460	480	396	251	201	221	213	249	225	252
高校生	516	514	486	448	493	451	410	330	372	320
その他の学生	42	65	51	52	90	52	37	25	21	62
有職少年	627	464	521	368	379	262	198	189	190	221
無職少年	182	132	178	154	112	74	97	73	84	107

## 2 行為別、学職別状況

行為別では、喫煙が316人で最も多く、全体の31.1%を占め、次いで深夜はいかいが297人(29.2%)となっています。

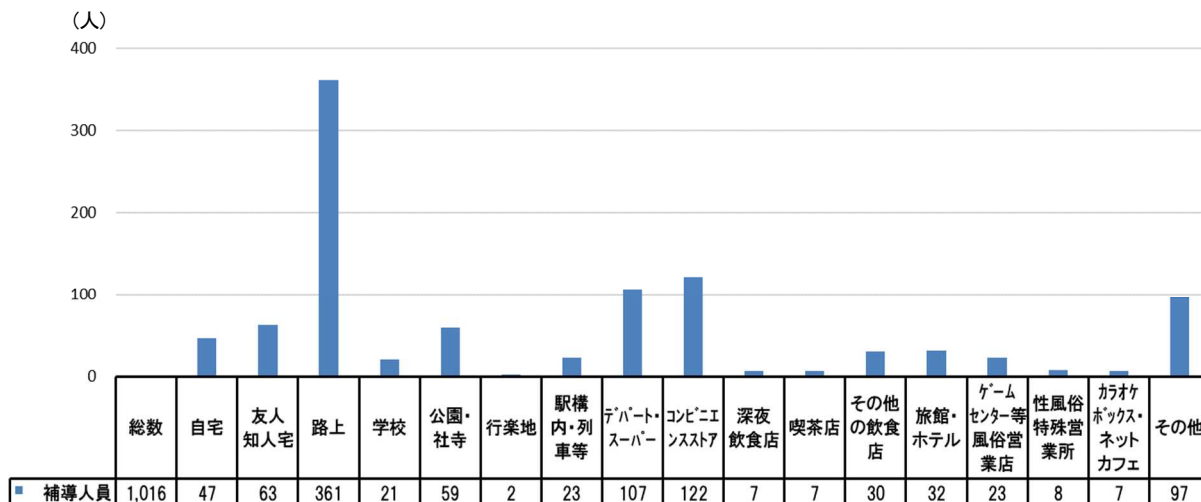
学職別では、高校生が320人で最も多く、全体の31.5%を占めています。

区 分	総 数	未就学児	学 生 ・ 生 徒					有職少年	無職少年	前年との増減数
			小学生	中学生	高校生	その他の学生	小 計			
総 数	1,016 (254)	0 (0)	54 (6)	252 (66)	320 (97)	62 (19)	688 (188)	221 (35)	107 (31)	42 (-16)
飲 酒	137 (41)			15 (6)	28 (11)	54 (17)	97 (34)	29 (3)	11 (4)	52 (13)
喫 煙	316 (54)			60 (10)	91 (15)	7 (2)	158 (27)	108 (13)	50 (14)	84 (27)
薬 物 乱 用	2 (1)				1		1 (0)		1 (1)	-4 (0)
粗 暴 行 為	39 (3)		16	18 (1)	2		36 (1)	2 (1)	1 (1)	-35 (-8)
刃 物 等 所 持	1 (0)				1		1 (0)			0 (0)
金 品 不 正 要 求	5 (2)		2	2 (1)			4 (1)		1 (1)	5 (2)
金 品 持 ち 出 し	24 (5)		7 (1)	13 (2)	4 (2)		24 (5)			0 (0)
性 的 いた ず ら	1 (0)		1				1 (0)			1 (0)
暴 走 行 為	19 (6)			9 (2)	7 (2)		16 (4)		3 (2)	-4 (-2)
家 出	62 (22)		10 (3)	28 (7)	18 (9)		56 (19)	5 (3)	1	-6 (-14)
無 断 外 泊	29 (10)			16 (5)	10 (4)		26 (9)	1	2 (1)	-8 (-13)
深 夜 は い かい	297 (91)		2	54 (23)	136 (48)	1	193 (71)	75 (14)	29 (6)	-35 (-22)
怠 学	13 (4)		3	8 (3)	2 (1)		13 (4)			-4 (-3)
不 健 全 性 的 行 為	13 (7)			7 (2)	5 (4)		12 (6)		1 (1)	6 (2)
不 良 交 友	0 (0)						0 (0)			0 (0)
不 健 全 娯 楽	17 (6)		1 (1)	10 (3)	5 (1)		16 (5)	1 (1)		13 (6)
そ の 他	41 (2)		12 (1)	12 (1)	10		34 (2)		7	-23 (-4)
火 遊 び	20 (0)		11	9			20 (0)			-7 (-1)
盛 り 場 は い かい	0 (0)						0 (0)			0 (0)
迷 惑 行 為	21 (2)		1 (1)	3 (1)	10		14 (2)		7	-16 (-3)

(注) 女子は内数として( )内に計上

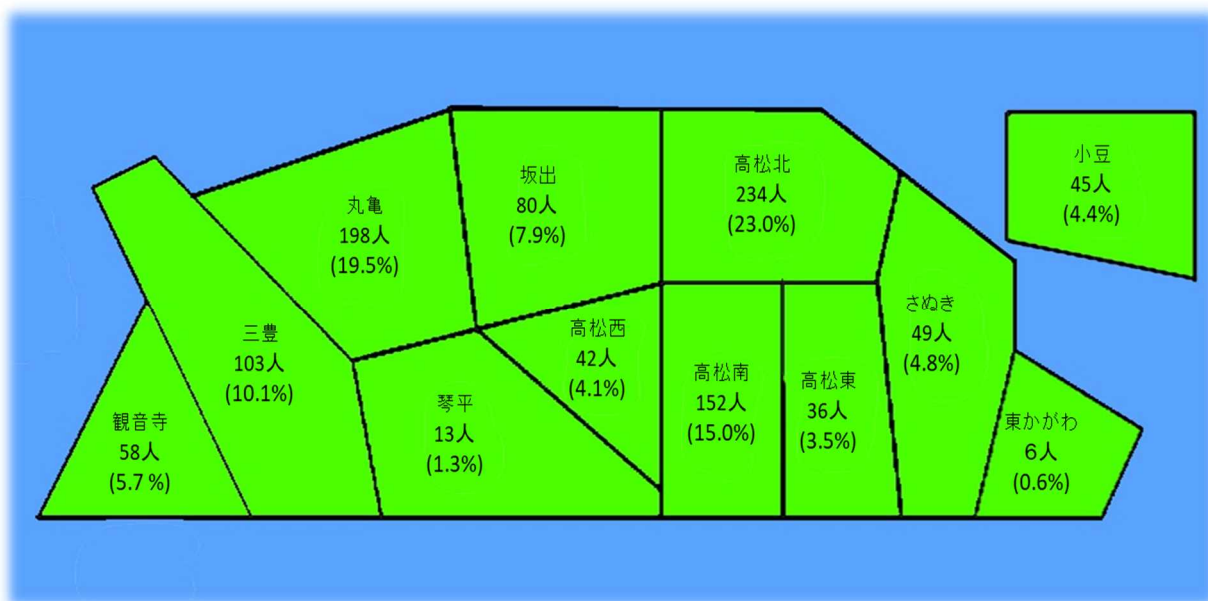
### 3 行為別、補導場所別状況

場所別では、路上が361人で最も多く、全体の35.5%を占め、次いでコンビニエンスストアが122人(12.0%)となっています。



### 4 警察署管内別状況

高松北警察署管内で補導された少年が234人で最も多く、全体の23.0%を占め、次いで丸亀警察署管内198人(19.5%)、高松南警察署管内152人(15.0%)の順となっています。



不良行為少年総数 1,016 人

## 第9 主な検挙事例

### 1 高校生による傷害、強要事件

路上において、被害男性を突き飛ばして転倒させるなどの暴行を加えて傷害を負わせ、「土下座せえ。」等と脅迫して土下座させた高校生を検挙した。

### 2 高校生による児童買春、児童ポルノに係る行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律違反事件

県内の高校において、携帯電話機を使用して、被害女性にかかる児童ポルノ動画を女性2人に送信した高校生を検挙した。

### 3 中学生による傷害事件

県内の中学校において、男性教諭の顔面を殴打するなどの暴行を加え傷害を負わせた中学生を検挙した。

### 4 中学生による窃盗事件

被害男性管理の敷地内において、被害男性所有の原動機付自転車を窃取した中学生2人を検挙した。

### 5 高校生による暴行事件

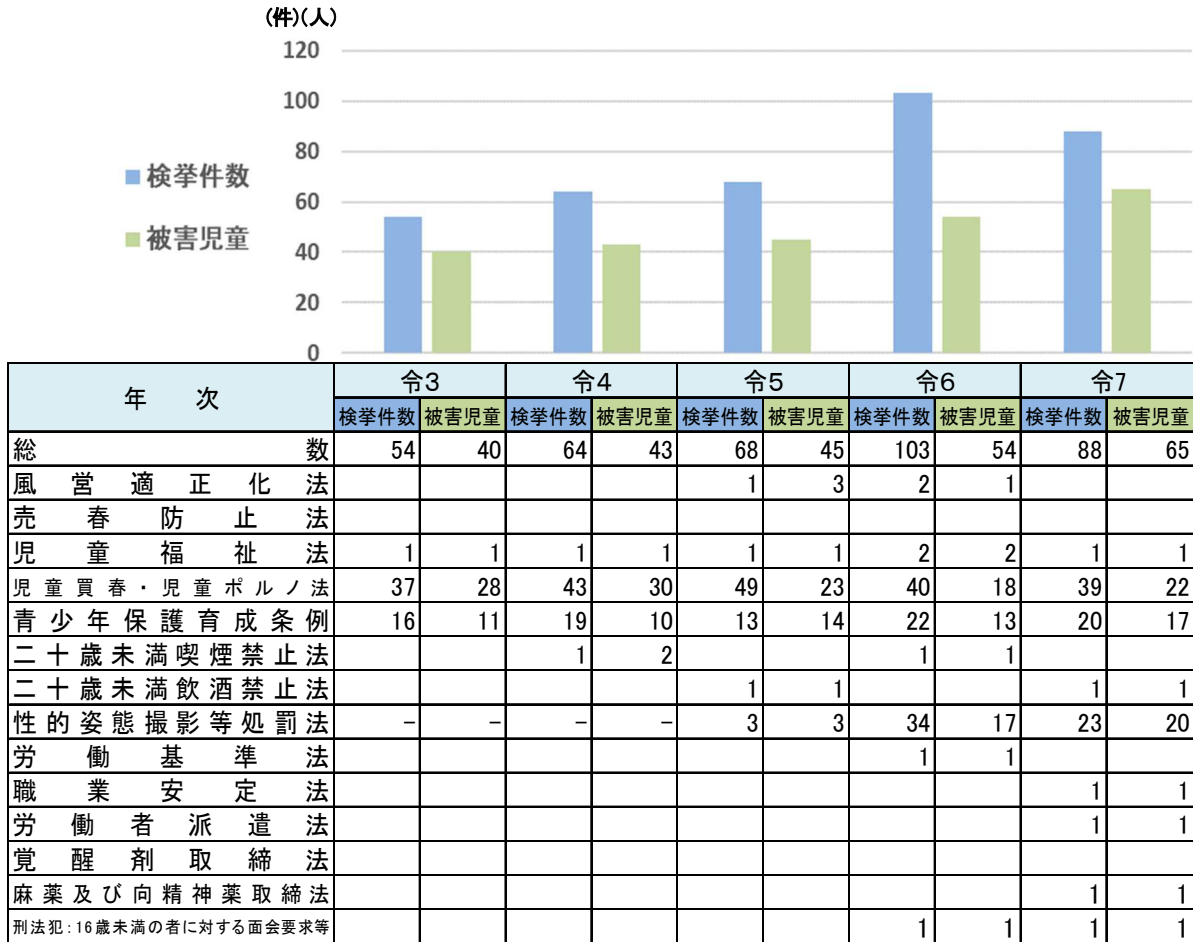
県内の公園において、男子高校生を公園内の遊具付近に立たせたうえ、遊具を利用して男子高校生の胸部等を複数回足蹴りする暴行を加えた高校生2人を検挙した。

## 第2章 少年の保護

### 第1 少年の福祉を害する犯罪

#### 1 罪種別、検挙人員・被害児童の推移

検挙件数は88件で、前年より15件(14.6%)減少し、被害児童は65人で、前年より11人(20.4%)増加となっています。



#### 2 被害児童の学職別状況

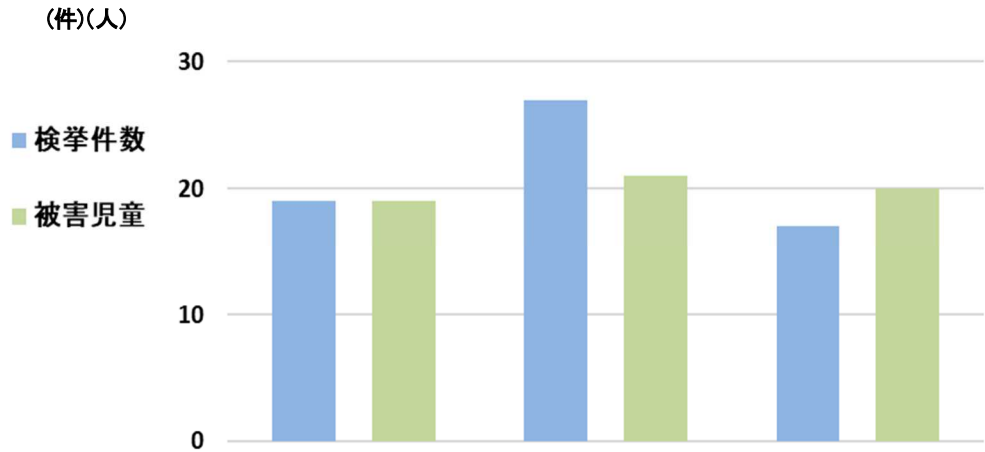
高校生が34人(52.3%)で最も多く、次いで中学生が21人(32.3%)となっています。

区分	総数	学 生 ・ 生 徒							有職少年	無職少年
		未就学	小学生	中学生	高校生	その他の学生	小計			
総数	65 (58)	0 (0)	3 (3)	21 (18)	34 (33)	1 (1)	59 (55)	5 (3)	1 (0)	
風営適正化法	0 (0)						0 (0)			
児童福祉法	1 (1)						0 (0)	1 (1)		
児童買春・児童ポルノ法	22 (20)		2 (2)	8 (6)	12 (12)		22 (20)			
青少年保護育成条例	17 (15)			7 (6)	8 (8)		15 (14)	2 (1)		
二十歳未満飲酒禁止法	1 (0)				1		1 (0)			
性的姿態撮影等処罰法	20 (20)		1 (1)	4 (4)	13 (13)	1 (1)	19 (19)	1 (1)		
職業安定法	1 (1)			1 (1)			1 (1)			
労働者派遣法	1 (0)						0 (0)	1		
麻薬及び向精神薬取締法	1 (0)						0 (0)		1	
刑法犯:16歳未満の者に対する面会要求等	1 (1)			1 (1)			1 (1)			

(注) 女子は内数として( )内に計上

### 3 SNSに起因する事犯の検挙・保護状況

検挙件数は17件で、前年より10件(37.0%)減少し、被害児童は20人で、前年より1人(4.8%)減少しました。



年 次	令5		令6		令7	
	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童	検挙件数	被害児童
児童ポルノ	7	7	8	8	10	10
児童買春	5	5	2	1	1	1
児童福祉法	0	0	0	0	0	0
青少年育成条例	7	7	8	4	5	6
性的姿態撮影等処罰法	-	-	1	0	1	1
重要犯罪等	0	0	7	7	0	2
刑法犯:16歳未満の者に対する面会要求等	-	-	1	1	0	0
<b>総 数</b>	<b>19</b>	<b>19</b>	<b>27</b>	<b>21</b>	<b>17</b>	<b>20</b>

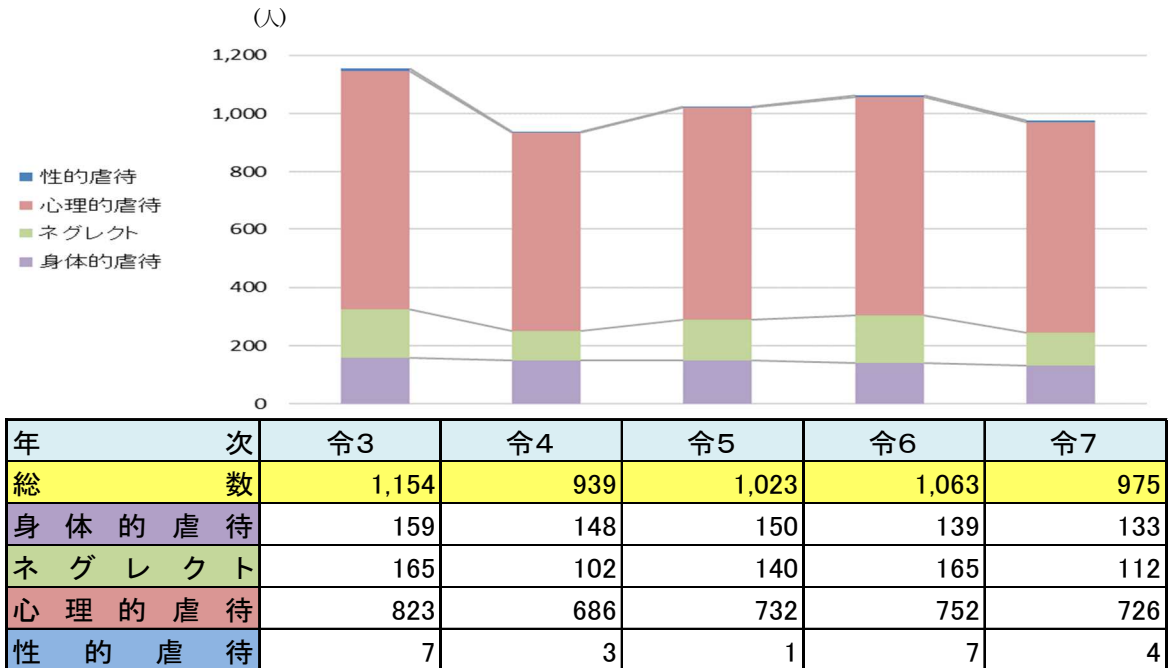
※重要犯罪等とは、殺人、強盗、放火、不同意性交等、略取誘拐・人身売買及び不同意わいせつの各罪種をいう。

## 第2 児童虐待

### 1 児童虐待の通告状況

警察から児童相談所への通告児童数は975人で、前年より88人(8.3%)減少しました。

態様別では、心理的虐待が726人で最も多く、全体の74.5%を占め、次いで身体的虐待が133人(13.6%)となっています。



### 2 児童虐待の検挙状況

#### (1) 年次別推移

児童虐待の検挙件数は56件で、前年より3人(5.7%)増加しました。

年次	令3	令4	令5	令6	令7
検挙件数	71	35	53	53	56
検挙人員	72	36	53	53	56

#### (2) 罪種別検挙状況及び被害者と加害者との関係

罪種別検挙件数では、傷害が最も多く28件、被害児童と加害者との関係では、実父が最も多く24人となっています。

	件数	人員
<b>総数</b>	<b>56</b>	<b>56</b>
殺人(未遂含む)	0	0
不同意性交等	1	1
監護者わいせつ	3	3
不同意わいせつ	1	1
暴行	17	17
傷害	28	28
暴力行為等処罰法	4	4
保護責任者遺棄	1	1
脅迫	1	1

人員	内訳(被害児童と加害者との関係)							
	実父	養父 継父	母の 内縁の夫	その他 (男)	実母	養母 継母	父の 内縁の妻	その他 (女)
56	24	7	3	3	15	1	0	3

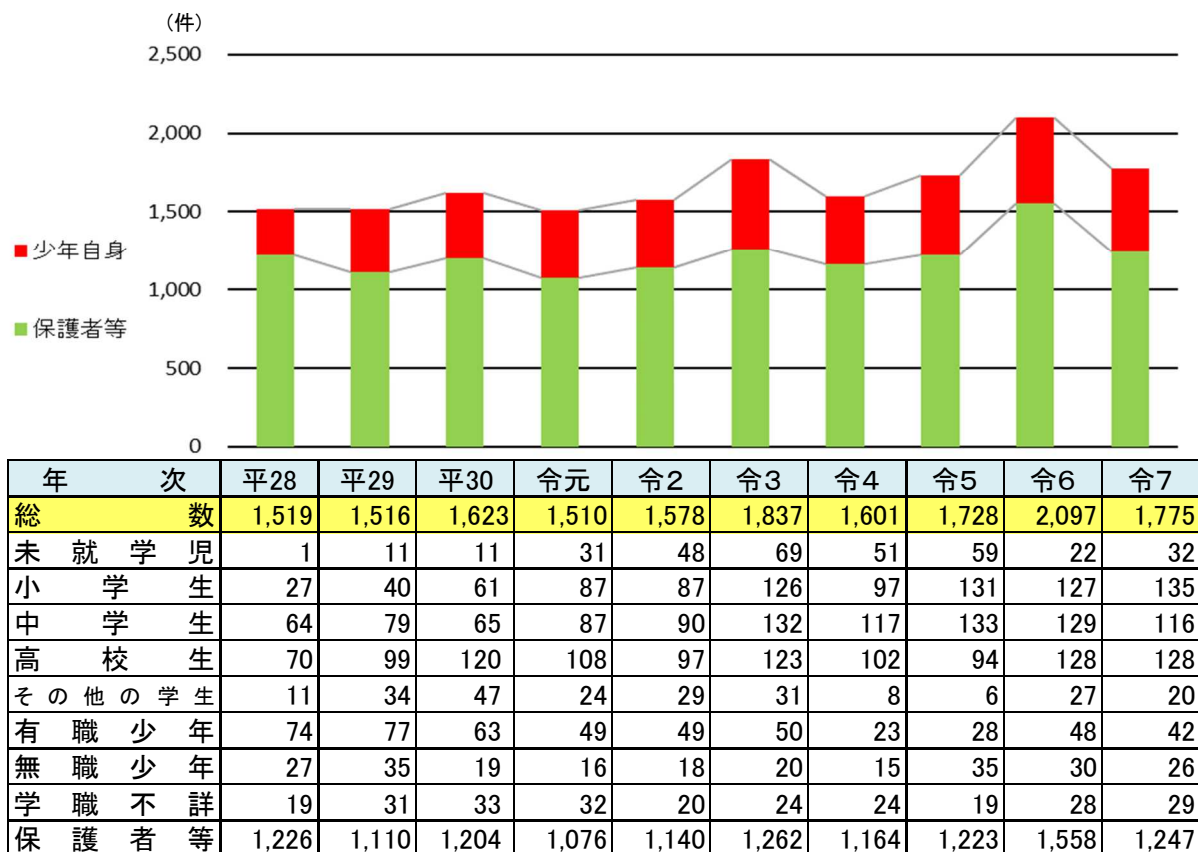
### 第3 少年相談

#### 1 少年相談受理状況

##### (1) 年次別、相談者別状況

少年相談受理件数は1,775件で、前年より322件（15.4%）減少しました。

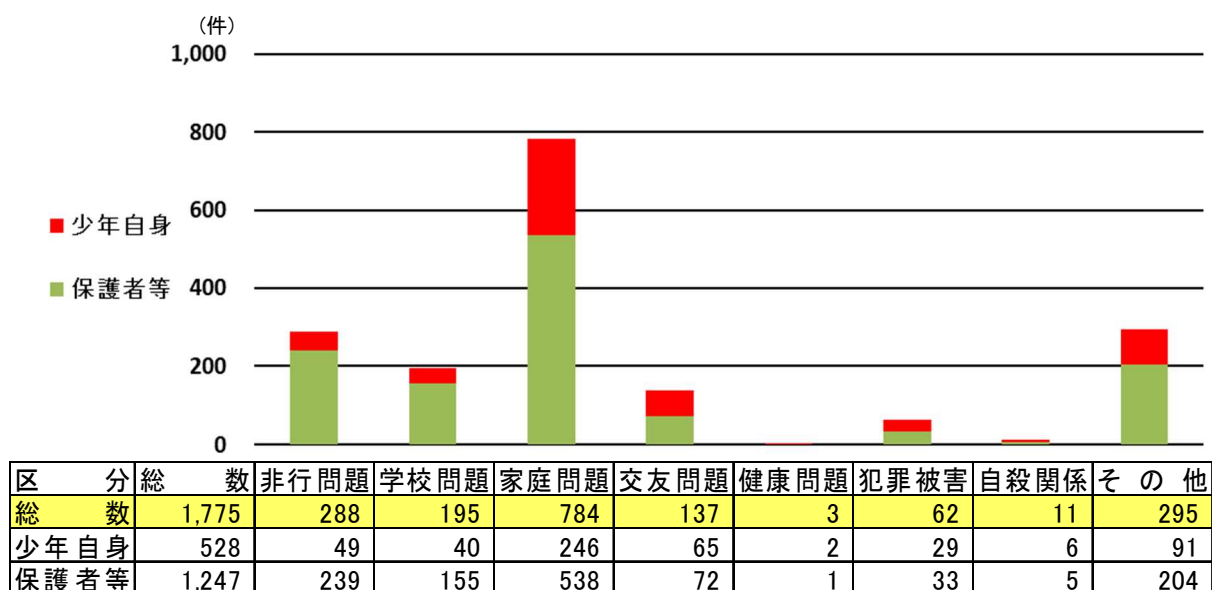
相談者別では、少年からの相談が528件（29.7%）、保護者等からの相談が1,247件（70.3%）となっています。



※警察による児童虐待対応時の相談を含む

##### (2) 相談内容別状況

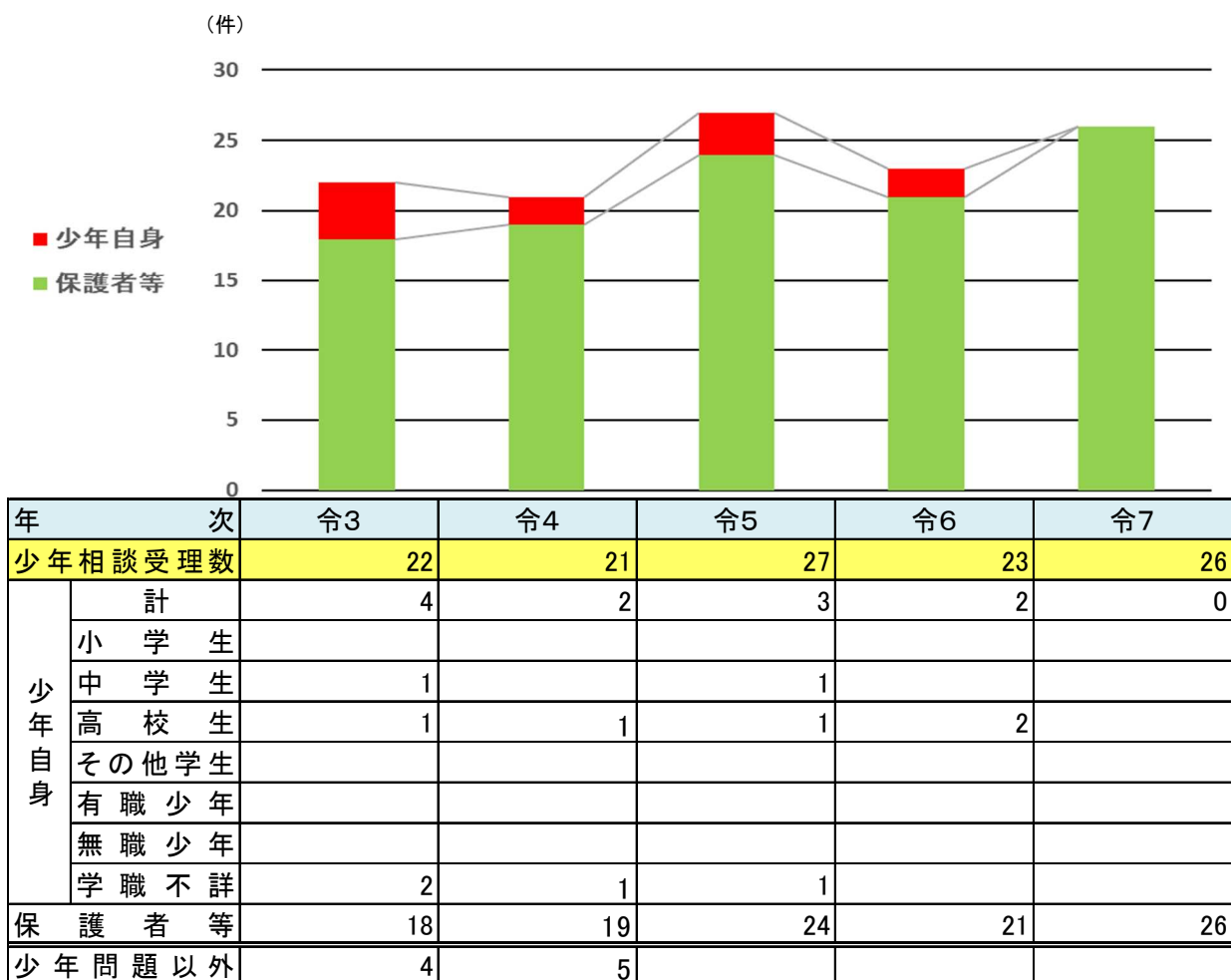
家庭問題が784件（少年自身246件、保護者等538件）で最も多くなっています。



## 2 少年相談専用電話受理事況

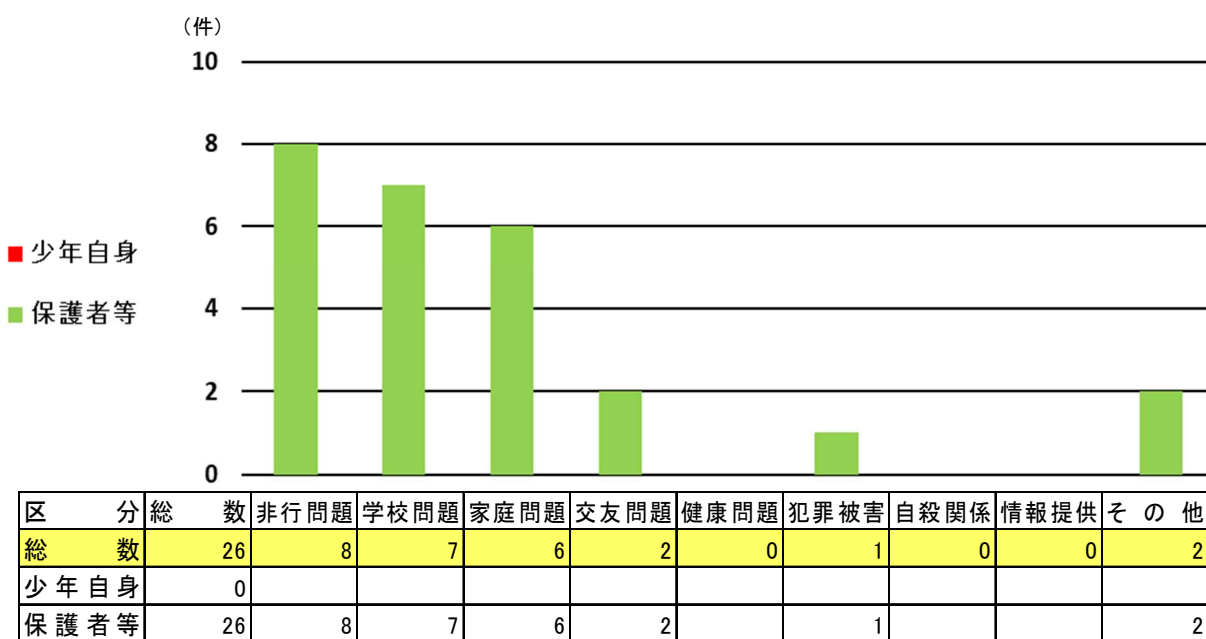
### (1) 年次別推移

少年相談専用電話による相談受理事数は26件で、昨年に比べ3件増加しました。



### (2) 相談内容別状況

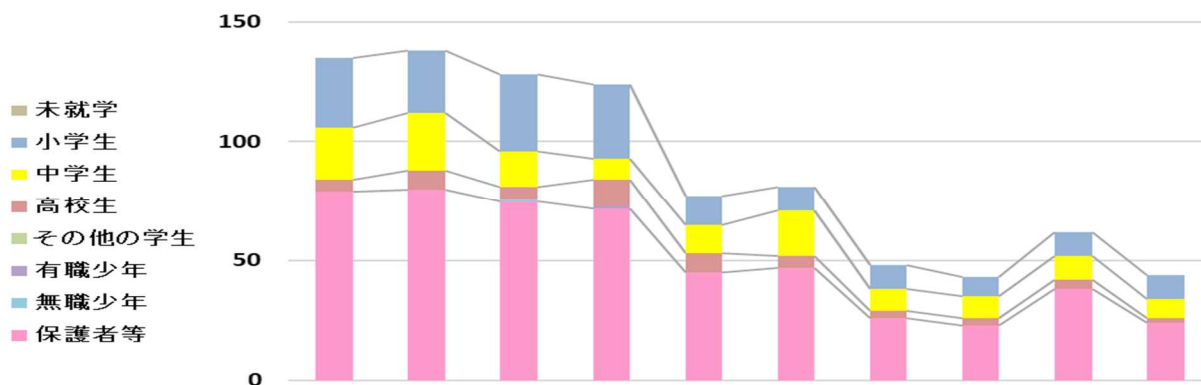
相談内容では、非行問題に関する相談が8件で最も多くなっています。



### 3 親子カウンセリング

#### (1) 受検者数年次別推移

受検者数は44人で、前年より18人(29.0%)減少しました。

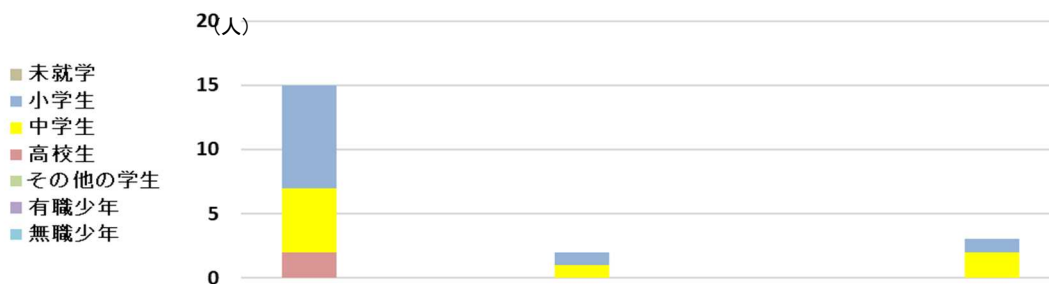


学職別 \ 年次	平28	平29	平30	令元	令2	令3	令4	令5	令6	令7
総数	135	138	128	124	77	81	48	43	62	44
未就学										
小学生	29	26	32	31	12	10	10	8	10	10
中学生	22	24	15	9	12	19	9	9	10	8
高校生	5	8	5	11	8	5	3	3	4	2
その他の学生										
有職少年				1						
無職少年			1							
保護者等	79	80	75	72	45	47	26	23	38	24

#### (2) 受検者(対象少年)の問題行動別

受検者数は20人で、前年より4人(16.7%)減少しました。

問題行動別では、非行問題が15人で最も多く、全体の75.0%を占めています。



	総数	非行問題	学校問題	家庭問題	交友問題	健康問題	その他
総数	20 (5)	15 (4)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	3 (1)
未就学							
小学生	10 (1)	8 (1)		1			1
中学生	8 (4)	5 (3)		1			2 (1)
高校生	2	2					
その他の学生							
有職少年							
無職少年							
前年との増減数	-4 (-5)	-6 (-5)	0 (0)	2 (0)	0 (0)	0 (0)	0 (0)

(注) 女子は内数として( )内に計上

## 第3章 少年非行防止対策等

### 第1 少年の健全育成、非行・犯罪被害防止活動

県警察では、少年警察補導員、中学生のマナーアップリーダーズ及び学校等と協働して、万引き防止キャンペーン等の少年非行防止・犯罪被害防止活動に積極的に取り組んでいます。



マナーアップリーダーズ等による  
万引き防止キャンペーン活動  
(さぬき署)



少年警察補導員等による  
自転車盗防止キャンペーン活動  
(高松東署)



少年警察補導員による  
非行防止キャンペーン活動  
(小豆署)



マナーアップリーダーズ等による  
サイバー犯罪防止キャンペーン活動  
(高松南署)



少年警察補導員による  
自転車盗防止キャンペーン活動  
(坂出署)



マナーアップリーダーズ等による  
非行防止キャンペーン活動  
(観音寺署)

## 第2 少年サポートセンターを中心とした活動

### 少年相談活動

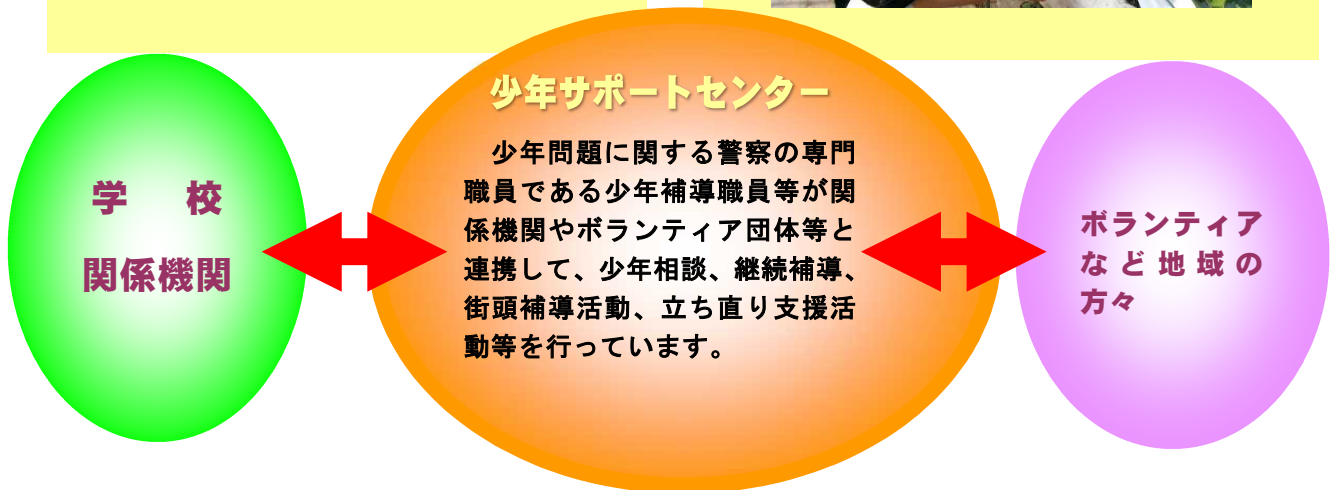
少年サポートセンターでは、専門的知識と経験を有する少年補導職員等による電話相談窓口を開設し、少年や保護者等から様々な相談を受けています。

#### 【親子カウンセリング制度】

心理学等の専門家が、少年やその保護者に対して面接調査等を行い、その調査結果をもとに、少年補導職員等が個々のケースに応じた継続支援を行っています。

### 少年に手を差し伸べる立ち直り支援活動・継続補導被害少年への支援活動

継続的な面接や家庭訪問、農業等の体験活動等を通じて、問題行動を繰り返す子どもの立ち直り支援や犯罪被害を受けた子どもの心のケアを行っています。



### 街頭補導活動

繁華街等を巡回して、不良行為を見つけた場合には、子ども達を指導し、保護者の方へ連絡・助言をしています。

また、少年指導委員、少年警察補導員等のボランティアを委嘱し、警察職員と連携して、街頭補導活動、環境浄化活動、万引き防止啓発活動等、幅広い非行防止活動を行っています。

### 広報啓発活動

学校における非行防止教室等の開催や、少年非行防止・青少年健全育成を目的としたキャンペーン活動を行っています。

また、就学前の子どもを持つ保護者等を対象に、将来、子どもを非行に走らせないための家庭教育の重要性を訴える「チャイルドケア教室」も実施しています。

### 第3 スクールサポーター等による非行防止教室

#### 1 概要

県警察では、県教育委員会との行動連携の取組として、少年の非行・犯罪被害の防止や健全育成を目的に、スクールサポーター等を小中学校に派遣して非行防止教室を実施しています。

#### 2 効果とねらい

- 社会規範を遵守する重要性や自己責任について理解を深めます。
- 犯罪被害に遭わない心構えや対応の仕方を学ぶことができます。
- 早い段階で非行防止の意識付けが期待できます。

#### 3 活動方法

スクールサポーター等が外部講師として学校を訪問し、少年非行の事例や、犯罪被害の事例等を題材として直接児童に語りかけ、いかに対応すべきかを児童とともに考えます。

#### 4 活動内容

- 万引きの防止
  - いじめの防止
  - ネットの安全利用
- など少年の規範意識の向上に努めています。



非行防止教室の状況

### 第4 かがわマナーアップリーダーズの活動

#### 1 概要

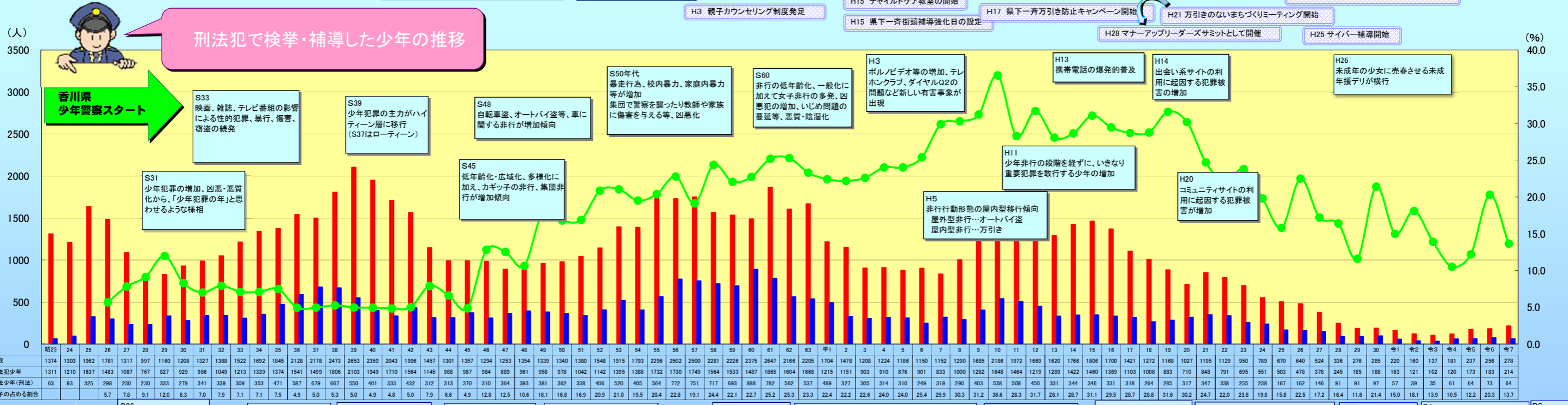
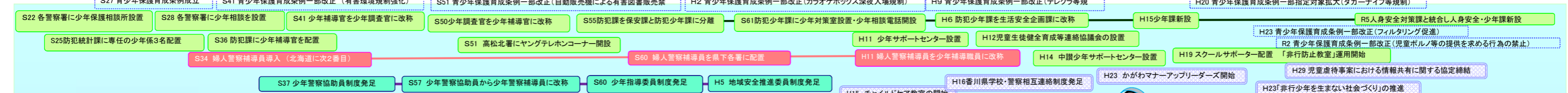
県警察や県教育委員会等で構成する「児童生徒健全育成等連絡協議会」は、平成 23 年度から、中学生の自主性や自発性を生かして、同じ世代の若者から非行防止のメッセージを発信する「かがわマナーアップリーダーズ活動」を積極的に支援しています。

令和 7 年度は、県下 59 校から 4,062 人の中学生がマナーアップリーダーズに登録し、非行防止キャンペーンや環境美化活動等に取り組みました。

#### 2 今年の主な活動

- 防犯・非行防止等のキャンペーン活動
- 朝のあいさつ運動
- 校区内の環境美化活動 等

# 香川県の少年非行等の情勢



**事件トピックス**

S26 四国少年院収容中の43名が集団脱走  
 S38 小・中・高校生と幅広い年齢層で、草加次郎事件の影響による脅迫・恐喝が相次ぐ  
 S40 高校生グループによる睡眠薬(ハイミナル)遊び流行 ※通称ハイジャン  
 S46 成田闘争に発売され、中学生が手製拳銃を製造  
 S54 暴走行為及び警察施設襲撃事件 動員警察官 延 7,500人  
 S60.61 中学生が、いじめの仕返しに放火、いじめを苦にして自殺する事件が相次ぐ  
 S62 中学生グループによる恐喝、傷害、集団暴行が相次いで発生するなど、中学生による粗暴犯の集団化が進む  
 H11 中学生5人が、遊ぶ金欲しから同級生を脅迫し、現金約250万円を喝取  
 H18 酒に酔った有職少年が、新聞配達の成人男性の顔面を足蹴りする暴行を加えて殺害  
 H21 男子高校生が携帯電話の自己紹介サイトで知りあった女子中学生の前頭部を果物ナイフで突き刺すなどした殺人未遂  
 H27 女子中学生が、SNSで知り合った男性に脅され連れ回される  
 R1 中学生11人が、同級生2人に対して殴る蹴るの暴行を加え、骨折等の傷害を負わせる  
 R6 無職少年2人が有職少年の左胸部を刃物で突き刺し殺害  
 S35 中学校1年生が、同級生の全身をめた打ちに殺害し、井戸に投げ込む  
 S43 ニュースで全学連の投石を見た幼児が、真似して窓ガラスを壊す  
 S47 小学生30人による「赤軍」遊び 女子生徒を縛り、空き家裏根裏に陣取 ジュースの空き瓶に砂をいれて「赤軍」と「機動隊」に別れて投げ合う  
 S48 中学生7人は、深夜ベトナムに侵入し、熱帯魚134匹や飼育用装置等15点(時価約16万円相当)を盗む  
 H7 中学生4人が、校長宅に火炎瓶を投げつける  
 H15 中学生4人が、校長宅に火炎瓶を投げつける  
 H20 小学校6年生男子が、はさみで同級生の背中を刺す  
 H26 援子事件検挙 当時14歳の女子中学生2人が男性客と引き合わされ、ホテルでみだらな行為をさせられる  
 H29 男子高校生がSNSで知り合った男性に、陰部の画像を送信させられる  
 R5 高校生が、コンビニエンスストアで店員に拳銃様の物を突き付け、「金を出せ」と脅迫して煙草を強取し、店員に殴る等の暴行を加える

**第1の波 (S26を頂点)** <戦後の混乱期> 社会全体が混乱、大人の犯罪も急増

**第2の波 (S39を頂点)** <戦後の社会復興> 大都市への人口流入、拜金主義・享乐的風潮を背景とした非行の深刻化、非行の都市集中化傾向

**第3の波 (S58を頂点)** <高度成長期の終焉> スリルや好奇心からの非行が目立つ、暴走行為・校内暴力・家庭内暴力

**第4の波 (H10を頂点)** <地域コミュニティの変化> 隣人との結びつきを必要としない生活様式、<家庭の変化> 子ども部屋でファミコンによる一人遊び、共働きの増加、<非行を助長する大人社会> 子どもの性を商品化

酒鬼警備世代

模倣型非行、他俚型非行、いきなり型非行

遊ぶ金欲し型非行「親父狩り」「援助交際」等

目当て型犯罪、好奇心型非行、暴力型非行

遊び型非行(~S56)、初発型非行(S57~)

S23 神奈川 幼女殺害事件(14歳) 完全犯罪の実験のために幼女を殺害し、死体に文字を刻む  
 S38 吉原ちゃん事件、草加次郎事件 脅迫状・電話による恐喝事件の増加  
 S43 3億円強奪事件、浅間山荘事件 動機が単純で安易に行われやすい万引き、自転車盗等・オートバイ盗・占有離脱物横領  
 S47 小学生30人による「赤軍」遊び 女子生徒を縛り、空き家裏根裏に陣取 ジュースの空き瓶に砂をいれて「赤軍」と「機動隊」に別れて投げ合う  
 S58 中学校卒業式で警察官が立ち入り警戒  
 H7 中学生7人は、深夜ベトナムに侵入し、熱帯魚134匹や飼育用装置等15点(時価約16万円相当)を盗む  
 H15 中学生4人が、校長宅に火炎瓶を投げつける  
 H20 小学校6年生男子が、はさみで同級生の背中を刺す  
 H26 援子事件検挙 当時14歳の女子中学生2人が男性客と引き合わされ、ホテルでみだらな行為をさせられる  
 H29 男子高校生がSNSで知り合った男性に、陰部の画像を送信させられる  
 R5 高校生が、コンビニエンスストアで店員に拳銃様の物を突き付け、「金を出せ」と脅迫して煙草を強取し、店員に殴る等の暴行を加える  
 H23 東日本大震災 出会い系サイトやコミュニティサイトに起因する事件、深刻化する児童虐待  
 H26 援子事件 当時14歳の女子中学生2人が男性客と引き合わされ、ホテルでみだらな行為をさせられる  
 H27 川崎殺人事件 当時高校生男子2人と有職少年の計3人が、遊び仲間の1男子を多摩川河川敷で殺害  
 R1 中学生11人が、同級生2人に対して殴る蹴るの暴行を加え、骨折等の傷害を負わせる  
 R6 無職少年2人が有職少年の左胸部を刃物で突き刺し殺害  
 R5 高校生が、コンビニエンスストアで店員に拳銃様の物を突き付け、「金を出せ」と脅迫して煙草を強取し、店員に殴る等の暴行を加える  
 R6 無職少年2人が有職少年の左胸部を刃物で突き刺し殺害

全国に見られる非行情勢

少年人口は、昭和50年までは国勢調査及び国勢調査からの推定、昭和51年以降は香川県移動人口調査を使用  
 ※ 人口比は、同年齢層(6~18歳)人口千人当たりの刑法犯少年の検挙人員  
 ※ 昭和40年までは犯罪少年の中に「業務上過失致死傷」を含んでいるが、41年以降は除く

**香川の少年非行 令和7年中**

令和8年3月作成

**編集 香川県警察本部生活安全部人身安全・少年課**